

議事日程(第8号)

令和4年3月18日 午前8時58分開議

- 日程第1 議案第11号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第12号 吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第35号 吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第16号 吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号 吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第25号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第26号 令和4年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和4年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第28号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第32号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第24 議案第33号 令和4年度吉賀町一般会計予算
- 日程第25 発議第1号 政党助成制度の廃止を求める意見書(案)

- 日程第26 発議第2号 「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）
- 日程第27 請願第1号 「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第28 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第11号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第12号 吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第35号 吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第16号 吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 吉賀町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号 吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第25号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第26号 令和4年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和4年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第28号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第32号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第24 議案第33号 令和4年度吉賀町一般会計予算
- 日程第25 発議第1号 政党助成制度の廃止を求める意見書（案）

日程第26 発議第2号 「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）

日程第27 請願第1号 「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を  
求める請願書

日程第28 閉会中の継続調査について

---

出席議員（12名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君  | 2番 村上 定陽君  |
| 3番 三浦 浩明君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 河村由美子君  | 6番 松蔭 茂君   |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 藤升 正夫君  | 10番 中田 元君  |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

|                |        |              |        |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 町長 ……………       | 岩本 一巳君 | 副町長 ……………    | 赤松 寿志君 |
| 教育長 ……………      | 中田 敦君  | 教育次長 ……………   | 大庭 克彦君 |
| 総務課長 ……………     | 野村 幸二君 | 企画課長 ……………   | 深川 仁志君 |
| 税務住民課長 ……………   | 榎木 昭典君 | 保健福祉課長 …………… | 永田 英樹君 |
| 産業課長 ……………     | 堀田 雅和君 | 建設水道課長 …………… | 早川 貢一君 |
| 柿木地域振興室長 …………… | 山根 徳政君 |              |        |

---

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はただいまお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第11号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第11号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第2. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第12号吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 第5条のところに任期付職員の給与に関する文がありまして、別表第2行政職給料表を適用するとありますが、現在予定している給与、それから、この人たちの月間の標準的な労働時間数、幾らになるか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、前段の御質問です。

給料表別表第2ですけれども、1級から6級という構成になっておりまして、このたび任期付職員ということで採用予定の方、この方については6級のところの給与の格付というところで今調整をしているというところでございます。

それから、勤務時間の関係です。これについては、一般の職員と同様の勤務時間というふうには考えておりますが、一つ考えておかないといけないのは、任期付職員のうち1名については、この後提出させていただき予定にしておりますけれども、派遣という形になります。そうすると、派遣先との調整という部分も出てまいります。これについては、またそこでの調整もあるんだろうと思っておりますが、基本的には一般職員と同様の勤務時間というのをベースに調整をしているという話になろうかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論を終わります。

日程第2、議案第12号吉賀町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第3. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第13号吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この条例についてもですが、後見人ということについてちょっとそれがどういうものか分からないと条例云々ということになるので、成年後見人は後見人になると、要するに物事の識別とか弁識が十分でないとかそういうことのために後見人をつけるでしょう。後見人というのは、その当人の債権債務を、要するに財産とか、逆に借金とか、そういうものを後見人はどこまで、例えば売買するときに土地なら土地を、そのときには後見人が代わってやるわけでしょう。そういうもんじゃないんかいね。

そうすると、自由に——自由と言えばおかしいけど、後見人の考えで、これはあなたに売りますよとかそういうことができるようになるんかいね、そこまで義務が生じるわけですか、後見人になると。ちょっと、これ直接ないかも分らんけど、それをよろしく御回答。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆる法定後見人という部分につきましては、議員おっしゃられるとおり、何らかの理由で判断ができないという状態になられた方、当然医師の診断等々が必要になってまいりますけれども、そういった方々に代わって家庭裁判所が認定をした方がその方に代わっていろいろな意思決定なり、御自身の財産等々について手続き等々を行っていくというようなところになってまいるというふうに思っております。

その方々が代行でやるわけですので、全国的にもいろいろと後見人のほうが、その方の本当の権利擁護につながらない形での財産処分等々がなされたというような事例も上がっているところではございますけれども、今回、設置をさせていただく予定の中核機関であったり、あるいは今回の条例にあります成年後見センターの運営協議会、こちらのほうにつきましては、そういった不正の部分についても適正な形にしていくように対応していくために設置をしていこうという一つの設置目的の中にもございますので、そういった対応を令和4年度からは一層強化をして実施をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 未成年後見人ちゅうのがありますね。あの場合は子ども、成年にならない子ども、その後見人というのは親権者である親がほとんどでしょうが、その場合も、例えば売買契約をやるのは無効というのがありますね、たしか。

例えばクレジット——それは全部じゃないけど、未成年者が勝手にクレジットを組んだ場合はそれは無効だと。

この場合も、これは成年の場合は恐らく段階があると思うんですよ、補助者とか補佐人とかいうのがおるわけですが、その弁識能力かな、それによって変わってくるんじゃないと思うんですけど、その場合に、今そういうことがないようにという——後見人が不正を働くということがないようにということがあったんですが、先ほど聞いたのは、もう一つは、財産についてはそういう不正があるかも分らんけど、逆に負債、債務についてもそういう責任が、あるもんかどうかちょっとよく分からないから聞いておきます。

というのは、そうしないと後見人というのは簡単になれるものじゃない、裁判所が決めるということでしょうが、ちょっと分らんかも分らん、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今の議員御指摘のもの、詳細についてはお答えをすることが私のほうではちょっとできかねますが、法的なところになってまいりますので、いずれにいたしましても、それぞれのレベルに応じて後見人の方が御判断をなされるというふうに思っております。

例えば負債の部分がどうなのかというようなところもあろうかと思いますが、その部分が後見人に行くことはないとは思いますが、ただ、いわゆる負債の部分につきましても、例えば返済方法等々について、被後見人の方については対応が難しい部分について、後見になられた方が代わって弁護士と協議をしながら、そういった返済等々方法について様々な対応等々ができるのではないかと、いわゆる円滑な負債の返済等々にもつながっていくのではないかとというふうに思っておるところでございます。そういった役割を担っていただくことになろうかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、吉賀町内で今後そういった方々が増えてくるだろうというところと、まだ十分に後見制度が広まっておりませんし、利用も促進されていない状況ですので、そういったところを今後も円滑に促進していくために、今回設置をさせていただきたいという趣旨でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この条例の第6条に、協議会の会議の招集について言われております。どのような場合にこの会議が招集をされるかということと、先ほどの答弁の中で弁護士と協議というようなことがありましたが、その場合に費用の発生がするか、その2点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的に運営協議会どのような場合に招集ということでありまして、設立というところとあとは今回利用促進に関する計画の策定等々でございますので、そういった場合に招集のほう予定をしておるところでございます。

あとはその後につきましては、年度初めの中核機関等々の運営に関する計画の内容、それから、年度末等々における活動内容の評価・検証というようなところを必要が生じた場合に招集をさせていただこうというふうに思っております。

それと、弁護士招集、基本的にこの成年後見センターの運営協議会のほうにはいわゆる3士会——弁護士会、社会福祉士会、それから司法書士会、こちらのほうからも参画をしていただく予定となっておりますので、その際には関連します町のほうから報酬のほうをお支払いをさせていただき、御相談等をさせていただこうと思いますが、個別に成年後見人の方が招集される場合においては、そちらのほうで対応をしていただくものになるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 運営協議会というものが町全体でたくさんあると思うんですよ、そうした中で、今回地域のものでこさえると思うんですが、今回12名以内ということになっていきますけども、全体的に見たときに年齢層、男女の比とかですね、そういうものを考えて選定されてお願いをしてやるんだと思うんですが、いわゆる何々協議会というのがたくさんある中で、同じような人がどれもこれも入っているというような現実がありますよね。なかなか人選されてお願いしても、なかなか入っていただけない現状もあるかと思うんですが、やはりそういうことが偏らないように今後は努めていただいて、広く浅く男女比率とかは総合的に勘案して求めてほしいと思うんですが、その辺のそこはどのようなふうに対応されますか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

構成人数は12人ということで、そちらの中、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる専門職の方に入っていただくというふうに思っております。

3士会といたしまして、司法書士、弁護士、行政書士、そのほかにも社会福祉士会などもございますし、医療関係のほうもお願いしようというところでございます。

そういったところで、いわゆる専門職というところで基本的には町内ではなかなか難しいというところがありまして、広く益田圏域のそういった3士会等々をお願いをしているところでございます。

そうした関係の中で、どうしても専門職でございますので、男女の構成がどうなのかというようなところで、どちらかに偏ってしまう場合も想定されますけれども、基本的には議員おっしゃられますとおり、やはり男女の参画というようなところは考慮していかなければならないというふうに考えておりますので、それぞれの所属会のほうに依頼をしていくときには、そういったところにも配慮をして選出のほうをお願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 成年後見人になった人がおりますよね、一般的に、町民でもAさんが成年後見人になっておると、そういう場合、協議会と話合いをすることがあるのか、その辺のことをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） いわゆる後見人になられた方が協議会のほうと直接話合い等々することがあるかどうかという、基本的には協議会のほうとその方がお話をすることはないのではないかというふうに思っております。



むしろそういった方々と関わりを持たしていただきますのは、社協、あるいは町のほうで設置をいたします成年後見を推進していくための中核機関というものを設置をする予定となっておりますので、社協もしくは町のほうでその方々とお話をさせていただくというようなことはあろうかとは思いますが、直接協議会のほうとそういった方がお話し合いを持つ場というのではないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第13号吉賀町成年後見センター運営協議会設置条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第4. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第14号吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この環境保全推進協議会の設置条例ですが、この条例の条文の中にはないんですが、一応確認のためにお聞きします。

例えば、諮問・答申のことについてなんですが、森林環境保全保護条例とかいうのを設置したいと、そういったときに町長か、要するにこの協議会に諮問ができ、あるいはその素案について素案づくりもできるのか、そういう素案に対しての諮問もできる、そして答申ができるというふうに解釈をしても——理解してもいいのかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えをします。

森林に関する条例であったりとかの諮問とかいうことでよろしいですか。今回、設置する環境保全推進協議会というのは、税務住民課が所管します環境から衛生を幅広く今想定をしております、特に先日条例の上程をしたときに説明させていただきましたけど、地球温暖化推進法が変わったり、それから新たにプラスチック循環法が制定されたりということで、主にそういった部分に特化したもので行うことを今想定しております、役場全てのものというところまでは今のところその範疇には入っていないです。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） だから、そうした町長からの諮問・答申はできないことになるのか、それともそういうことも併せて協議ができるんじゃないんですか、この条例は。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 先ほど申しましたように、税務住民課の業務の範疇ということをお申し上げしましたが、基本的にはそういう考えで設置をしておりますが、第2条の（5）のその他協議会の目的を達成するために必要な事項に関するということもありますので、この協議会にかけるのがふさわしいものがあれば、そういう活用も考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） この協議会の設置については、本当にいいことと思うんですが、あまりにも漠然としていて、環境への負荷の少ない持続可能な地域づくりということなんですが、その下にいろんな何々に関する、関することばかりですね、例えば具体的にどのようなときに招集されるのか、何か、例えば不法投棄があった場合に招集されるとか、何か具体的な招集をされる事例を挙げていただきたいと思います。

もしこれ協議会が設置されて、全く協議会が招集されないときは、吉賀町が環境に全く問題ない土地というふうな理解もできるんですが、具体的な招集されるような事例を挙げていただきたいんですが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

今、想定しておるものは、吉賀町の地球温暖化対策の実行計画がございます。これは町全体の計画であります区域施策編と、それから行政といいますか、役場の事務事業を行うことでその対策の実行計画をつくる必要がありますので、事務事業編という2つの計画がございますけども、それらの見直しを今考えております。

その見直しの内容につきましての協議をしていただいたり、それからプラスチック循環法がこの4月から動き始めるということで、まだまだ解決しなければならない問題がたくさんあるんで

すけども、そういったごみの分別収集が大幅に変わるという見直しをかけなければならない状況になっておりますので、そういった場合も協議をして、皆さんからの御意見を頂くと。

それからもう一つは、風力発電の計画がございますけども、そういったときに先日、配慮書につきましては町のほうで対応しましたけども、やはり広く住民の皆さんとか各種団体の皆さんの御意見を伺うという点では、これまでの取り組みがよくなかったかなというふうに反省しております。そういった御意見を伺う場としての協議会の活用を今考えております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） すみません、ちょっと関連でお聞きしますが、先ほど風力発電のことが出ましたが、例えばこの環境保全推進協議会で風力発電所が是が非、賛成とか反対とかそういうことは話されない。ただ、今言う環境に影響することだけを話されるんですか。ちょっと今関連でお聞きしたんですが。

それともう少し、ただ不法投棄とか、ちょっと今お聞きしたんですが、そういうこともこの中で話されるんですか。具体的な例としてそれはもう別で、それは話されませんよということであればいいんですが、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 不法投棄の関係につきましては、保健所と税務住民課の担当のほうで対応を今しております。この不法投棄の問題がかなり、なかなか税務住民課だけで対応し切れないような大きな問題になってきますと、町を挙げてというような取り組みになるのかと思いますけども、現在のところでは保健所の強力な指導の下に対応しておりますので、特に今、この協議会の中で協議をするというふうには考えておりません。

それから、風力発電の関係につきましては、意見書を県のほうから求められます。そういった内容、たたき台としては我々がつくっていくわけですけども、その内容につきまして、やはり広く住民の皆さんの意見を聞きたいということで、その意見書に対する御意見も聞かせていただいて、町としての意見書としてまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） この条例はまさにSDGsに基づくものだと思いますが、確かに環境問題は今からまだまだ大きな問題になって、これやらないと私の質問で聞きましたように、もう10年たたんうちに地球がもう一ついるぐらいになると、これは資源のということですが、それはそれとして、これは環境問題のいろいろな問題を取り締まるという側ではないんですね。

要するに、例えば不法投棄が先ほど1番議員が言われたように、不法投棄やるのにこれは駄目だというのをただ見て回るとかね、今もちろん警察も保健所もちろん役場のほうも時々見て回られるかと思うんですが、そういう役目はないんですね。

ただ、環境保全全般に関する普及啓発活動という程度に収まる。要するに実行隊やなしに、こういうものをいけないよということを協議してやられるのか。要するに取り締まることはできない、取り締まるような機関ではないということですね、ちょっとそれを。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 6番議員が仰せのとおり、取り締まるような組織ではございません。協議会ということですので、様々な問題を協議をしていただく場として設定しております。

不法投棄の問題がございましたけども、不法投棄を取り締まるといいますか、これ今パトロールをしております、年に2回ですか、保健所とか警察とか、それから産廃の組合の方であったり、それから行政と一緒に地元にもパトロールの推進委員という方を保健所が任命しております、そういった方を中心にパトロールをして取り締りといえますか、場合によっては不法投棄の撤去をしたりというようなこともやっておりますので、これはちょっと協議会の組織とはまた別物ということになります。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） この協議会設置ですね、予算のところでも質問したかったんで、併せてですので、これ予算が20名設置ということで報酬等で58万5,000円という形で予算取っておられます。

これ、協議会とか委員会とか設置されておるところがすごく多いと思われるんですが、せんだって提出されましたまちづくり委員会の具申のほうに、町民の意識としては評価が4のレベルの低いところの評価になっております。

こういうまちづくり委員会とか、こうやって協議会を出されますが、意見のそごが出た場合にどっちを優先するのかというところもすごく気になるところでありますし、先ほど課長が言われましたが、プラスチックの関係の法律ができる部分というのは、もう法律に準じて政策等を改正していかないといけない部分になるので、この協議会を設置することで、協議会の委員の皆様にご意見を募るということは必要ではないのかなと、もうこれは法律になつとということというのはやらないといけない部分になるので、行政のほうから主導して町民に啓発するというのは、委員会がなくてもできるようなことじゃないかなというところがちょっと気になっておりますので、説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） まず、1点目のまちづくり計画の中での位置づけとの整合性が取れていないのではないかとということが——まちづくり計画の評価のところですね、御意見を頂きました。

むしろ町民の皆さんがそういった環境問題に対しまして、重要性であったりとか緊急性をあま

り感じていない、今のままでいいというような評価をされているという御意見でございましたけども、ただ、改善分野として自然環境保全であったりとか、水辺環境であったりとか、そういったところは環境の改善分野という評価がされております。

それから、省エネとか再生エネルギーにつきましては、維持分野ということになっておりますけども、逆に住民意識が低いということで、我々としては啓発をもっとしていかなければいけないのではないかとこのように考えているところでございます。

それからもう1点は、例えばプラスチック循環法であったり、それから地球温暖化防止の推進法であったり、そういった改正がありまして、ある程度は国から具体的なことも示されてくるんですけども、そうは言うものの、自治体によっていろんな取り組みに温度差がありますので、それぞれの自治体でそれぞれの取り組みをしているのが現状でございます。

吉賀町につきましては、残念ながら地球温暖化の問題とか、それからプラスチックのリサイクル、3Rとかよく言われますけども、そういったところに関しまして十分な取り組みができていなかったという反省を基に、今回こういった協議会をつくって住民の皆さん、それから、各種団体・組織の皆さんとともに持続可能な地域づくりに取り組みたいということで、この協議会をつくらせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この第3条に、委員ということで、次の各号に掲げるというふうにありますけど、この中で専門職のような方が必要じゃないかと思うんですよ。というのは、前から言われている不法投棄、これは廃棄物の処理と衛生に関する法律という長い法律に基づいてやっておられると思うんですが、これ充て職になりますよね。いや、この方がいけんとかいうわけではなく、これは専門的な方は、学識経験者ということになるんですかね。

今のように、例えば自治会の代表、自治会の代表が代わる、これは別に代わって皆さんがそれは皆見識がある方がそういうふうになれるわけなんでしょうけど、充て職でというふうになると、まあなったんじゃけというふうな程度になるんじゃないかと思われるので、もう少し、学識経験者というのをどういう人を考えておられるんか分かりませんが、ある程度専門的なそういう廃棄物あるいは温暖化、そういうものも必要じゃないかと思うんですが、必要でないと言われればそれまでですが、どうですか、そういう学識経験者なんかどういふふうな方を考えておられるのか。その他町長が必要と認める者ということが書いてあるんで、ここらで言えば、ちょっとその辺お答えください。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

今回、組織の構成が1番から12番まで3条に掲げてございますけども、これは自治会代表と

ということで、今のところ想定しておるのは5つの自治会からそれぞれ代表者ということですが、充て職というのか、その自治会の中から出してくださいということでお願いをしようと思っております。

それから、学識経験者というのがございますけども、学識経験者、今回の協議会の設置条例は審議会ではなくて、いわゆる地方自治法で定める審議会とは違いますので、協議会という位置づけで今つくっております。ですので、専門性の高さから言いますと、なかなか島根県とか各市で行っているような審議会とは少し異なるものがございます。学識経験者というのは、そういう専門知識を持った方を今人選中ですので、まだどなたがというのは決定はしていません。

それから、条例の第5条の4のところで、協議会は必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、または説明させ、もしくは資料の提出を求めることができるということです。場合によってはそういう専門性の高いことがありましたら、そういう専門家の方をお招きしてということもできるというつくりになっております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） まず、この協議会そのものが条文で第6条守秘義務等のこともありますが、会議というものは公開されるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

特にこれを秘密会議にするとか、そういったことは考えておりません。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ということは公開をされるものというふうには受け止めました。また、住民生活に直接関わりのあるものもこの中で、先ほどのお話の中ではあります。そういう部分についてでも町のホームページ等を出していかれるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 今の御質問ですけども、住民生活に直結するようなことをホームページで公表するのかという御質問でよろしかったでしょうか。もちろん、今回の協議会の設置というのが地球温暖化とかプラスチックの問題とか、そういう本当住民生活に直結しておりますので、そういうのはどんどんホームページはもとより、広報とかいろんな手段を使って啓発をしていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど6番議員との質問の中でもありましたけども、第5条の第4項のほうで必要のあるときは委員以外の者ということについて、先ほど御答弁もありましたけども、実際に今協議会の委員の方々の中でそういうことにしっかりと入り込んでいける人、そ

ういう人を委員会の中に入れるという方向で今検討されているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 今の御質問は、専門職の方を協議会に入れるかということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） すみません、質問不正確でした。専門職でなくて、要は今出ている問題を話し合いをするために何が必要かということを考えられる人、特別その人が専門職でなくていい、全体の話、協議を進行させるためにどうしていったらいいのかということ全部コーディネーターとか、総合的に考えてこの協議会を回す能力を持つ人、そういう意味です。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 御質問は、要は会議のコーディネーターをする人をということでしょうか。今のところ、そういった想定はしておりませんので、我々が事務局という形になりますので事務局で進行させていただきながら様々な協議をしていただこうというふうに今考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） これは今年の4月から発足されると思うんですけど、できれば町民にそういうものができましたと広く知らせるとことは当然されると思うんですけど、それはそれでいいんですけど、例えばでちょっと言いますが、私のところ、ハウスのビニールがいっぱい出るんです。それを捨てる場所がないからやれんというので、そしたら農協が1年で1回有料であるんですが、年に1回しかないのでもう物すごくたまります。それで今は、自分のことを言うて申し訳ないんじやが、自分で持っていけんようになったので取りに来てくれるんかとか、そういうことをこの会に相談して善処できるんかという、そういうことも話し合いでできるんですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

この協議会はいくまでももう少しいろいろな計画であったりとか、そういったことを協議をしていく場ということになりますので、今、8番議員がおっしゃられたような内容につきましては、税務住民課の環境衛生担当のほうに御相談を頂ければ的確にその処理の方法をお伝えできると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この2条に事業が書いてありますが、今の課長の説明を聞いておたら、どうもテーマは行政のほうから提案するようなお話だったと思いますけど、協議会

からこういうテーマで協議をしようという提案があったときにこれは可能なんでしょうか。例えば先ほどから風力発電の話が出ていましたけど、町民の関心も非常に強いのでこれをテーマにしてこの協議会が審議をしようじゃないかという提案があったときにそういうことは可能なんですか。あくまでも行政側から出たこのテーマについて協議をするということなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

基本的には第2条のところでは事業を5つ挙げております。先ほどから申しておりますように地球温暖化であったりとか廃棄物の処理であったりとかそういったところも掲げておりますけども、例えば（4）のところの地域住民等の生活環境への影響に関する事というのは、一つはそういう大規模開発による風力であったりとか、太陽光であったりとか、そういう生活環境に影響するようなことについてはそういった場面で話し合いができるようになっております。もちろん、たたき台につきましては、行政のほうからテーマというのは出していきますけども、当然協議会ですので様々な皆さんの意見が上がってきて、それによって皆さんの合意でそういった取り組みをすることというのは想定をしております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の質問に関連してなんですけども、例えば、出しちゃ申し訳ないんですけども、吉賀町の農業委員会がありますけども、今の農業委員会の場合、本来の目的を十分分からないまま話し合いをされているふうに感じます。最初の設置の段階でこの委員になられた方々に何をするとどこかだけでなく、もっと広い範囲の何ができるのかということまでの説明等についてはされるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

今年度委員をこれから選定して委嘱するわけでございますけども、第1回目のところにつきましては、この協議会の設置した目的であったり事業であったりというところをしっかりお話をさせていただきたいと思っています。

それから情報としまして先ほどから申しております地球温暖化推進法が改正になったかどうか、新たにプラスチック循環法ができたこと、そういった我々の生活環境を取り巻くところでのいろんな法律が変わって世の中が動こうとしているといった状況をしっかり伝えて、今後の御意見にさせていただけたらと思っています。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 大変重要な協議会になると思いますけど、往々にしてこの協議会で出た結論が行政にどのように活かされているか。ただ結論なり方向性がただけでそれでも



う終わりというようなことが多々見受けられます。せっかくこうやって多くの方の意見を聴いて結論なり方向性が出るわけですので、やはりその意見を行政が尊重するという観点からも責任を持つという観点からも、ある程度行政がこの結論なり方向性を遵守して生かしていくという強制力がないと、この協議会というのは随分設置されておるわけですけど、やはり行政に生かされていないと言ったら語弊がありますが、そこら辺のところはもう少し形の見える生かし方をされることをこの条項の中に落とし込んでいく必要があるんじゃないかと思えますけど、どうなんでしょうか。最大限尊重するとかという項目があってもいいような気がするんですが、必要ないものなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

いろんな協議会が町にはございますけども、今回のこの吉賀町環境保全推進協議会につきましては、ほかの協議会も一緒と思えますけども、協議会において協議され、方向づけなり計画書が出来上がった場合に、それは当然、我々行政をつかさどる者としてはそれを遵守しながら進めていかなければならないという責任があると思っております。もう一つ、組織の中にいろんな代表者がいらっしゃいますので、その代表者の方は今回のいろんな計画をまた現場に持ち帰っていただいて、行政も住民も企業様も一緒に力を合わせてこの設置の目的を達成できるよう進めていかなければならないと思っておりますので、特にそういった条項は入れておりませんが、そういう心構えを持って取り組みたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第14号吉賀町環境保全推進協議会設置条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第5. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第15号吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定

についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第15号吉賀町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第6. 議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第35号吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずもって本議案につきましては、事務的な確認不足等によりまして本日の上程になったということを改めておわびを申し上げておきたいと思えます。

それでは上程をさせていただきます。

議案第35号吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について。

吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。令和4年3月18日、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第35号吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

先ほど町長も申されましたけれども、今回、本日の提出というような状況となりました。担当課、担当課長としてもこのような状況になりましたことを最初におわびを申し上げておきたいと

思います。大変失礼しました。

それでは、条例案の説明に移らせていただきます。

資料を用いて最初に説明を申し上げていきたいというふうに思います。

本条例の制定理由でございます。これにつきましては、これまでお話をさせていただいております医療対策課の設置に関連するもの、そして内容といたしましては職員を法人のほうに派遣をするということ、そのためには条例の制定が必要となるというところ、これが制定理由というところでございます。

制度内容ですけれども、この条例につきましては、上位法、法律に基づいて条例を定めるという、こういうことになっております。そうしたところでその上位にある法律ですけれども、参考資料のほうを見ていただきますと、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というものでございます。資料を見ていただきますと黄色で着色をさせていただいたところがあるろうかと思えます。ここをずっと追っていきますけれども、ここが今回提出させていただいた条例に関連してくる部分というところでも見ていただければというふうに思います。

この法律の第1条に目的が書いてございます。上から4行目を先に見ていただきますと、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資すること、これを目的とするとした上で、最初の第1条の1行目と2行目を見ていただくと、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度を整備するという、こういうところが法律の目的となっているというところですよ。

法の第2条でございます。任命権者は次に掲げる団体のうち、その業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めにに基づき、ということです。

まず、ここで最初に条例で定めるものというのが出てきました。これは行く先、派遣先のことを条例で明記しなさいということです。

それから当該公益的法人の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより職員（条例で定める職員を除く）を派遣することができるということです。

派遣できない職員、派遣できる職員、そうしたことを明示をしておきなさいというところですよ。法律でいいますと第2条の第1項第1号から第4号まで、この第1号から第4号までの法人等に対して派遣はできますよということになってございます。

今回の条例制定に主たる目的ですけれども、石州会六日市病院への派遣ということになってまいります。そうすると二重線でアンダーラインを引いておりますけれども、第3号のところですよ。

特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの、この中に社会医療法人石州会様が入ってくるというふうなつくりになってまいります。

それから第2条第3項を見ていただきますと、第1項の取決めにおいては、この取決めというのは派遣先と地方公共団体、吉賀町と派遣先との取決めという内容でございます、その内容についてはあらかじめ取決めを行った上で派遣をします。その取決めの内容についてもあらかじめ条例で定めなさいというふうなことでございます。

それから、下がっていただきまして、今度、第5条です。派遣職員の職務への復帰についても条例で定めなさいということがございます。これについては、何らかの理由、ここで明示はされてはおるんですけれども、その職務、派遣の理由がなくなったときには基本的には元の職に戻すという、こういうことも条例で明示しなさいということになってまいります。

次のページに行ってくださいまして、第6条です。派遣職員の給与について法律に定めがございます。第6条のところでもまず色をつけておるところを見ていただきますと、地方公共団体は前項の規定に関わらず派遣職員に対してその職員派遣の期間中条例で定めるところにより給与を支給することができるということになってございます。色は塗ってはおりませんが、そのままちょっと第6条第1項を見ていただきますと、法律上は、まず派遣職員にはその職員の派遣の期間中給与を支給しないというふうなつくりになっております。ですが、第2項において条例で定めることにより、吉賀町がその職員に対して給与を支払うことができますよという、こういう法的なつくりになっております。

それから下がっていただきまして、今度、第9条です。派遣職員の復帰時等における処遇ということで、黄色いところを見ていただきますと、復帰時に均衡を失しないようにというところがあります。そうしたことも条例で定めておきなさいということでございます。

もう一度、申し訳ありませんが、その参考資料を1枚戻っていただきまして、法律の第2条、ここで条例で定めておきなさいというふうな書きぶりがあります。それに従って条例を定めるわけですけれども、この後説明を申し上げますが、町の条例第2条第1項並びに条例第2条第2項、ここに反映をさせていただいております。

それから法律の第2条の第3項で定めておきなさいと言われている部分ですけれども、町の条例でいきますと第2条第3項においてその部分を定めていくということ、それから法律の第5条です。ここで条例で定めなさいというふうな書いてありますけれども、それについては町の条例案第3条のほうに書き表しているというところです。

また、次のページに行ってください、法律の第6条、給与の部分ですけれども、これについては条例案第4条と第5条のほうに書き表しております。

それから法律第9条、この部分につきましては、条例案第6条のほうに書き表しているとい

うことでございます。

なお、この参考資料の第10条から第12条までのところでございますけれども、今回の条例案には直接的な関係がございませんので、そこには色もつけておりませんし、特段こう示してはおりません。この部分については、今回提出した条例には関連してこないというところでお読み取りを頂ければと思います。

その上で議案の制定文のほうを御覧いただければというふうに思います。

条例案の第1条でございます。趣旨ということで、先ほど説明をいたしました法律に基づくところ、それから法律のいうところの第2条第1項、それから第3項、そして第5条第1項、さらに第6条第2項並びに第9条、その部分について条例で定めるということを趣旨として書き表しております。

それから第2条に行ってくださいまして、以下が具体なところが出てまいります。まず第2条第1項におきましては、派遣をすることができる派遣先のことについて明示をいたしておるところでございます。今回の社会医療法人石州会がどこに入るかと申しますと、第2条第1項の第2号。ですから（2）法第2条第1項第3号に規定する法人のうち規則で定めるものというこの中に入ってくるというつくりになっております。

それから第2条第2項でございます。これについては、派遣ができない、派遣をしない職員について明示をいたしておるところです。第1号から第5号までということでございます。

さらに第2条第3項であります。法律でいうところの第2条第3項に規定する条例で定める事項、これすなわち派遣先との取決め内容ということでございます。それについて条例案第2条第3項第1号、それから第2号、これについて、こうしたことについてはあらかじめ取り決めた上で派遣をしますという内容となっております。

それから、条例案第3条を見ていただきますと、これは法第5条第1項の部分でございます。派遣職員が復帰をするときの決め事といいますか、そうしたところについて条例で定めおくものでございます。

次のページに行ってくださいまして、条例案第4条でございます。派遣職員の給与についてであります。法律の第6条においては条例で定めることにより給与を支給することができるというこういう規定がございます。それに合わせる形でこの条例案第4条において給与を支給することができるという、こういうことで書き表しておるところでございます。

それから第5条、第6条、それから第7条、これについては職員が復帰したときの取決め事、そうしたことを条例で定めをしておくという内容となっておりますのでございます。

若干、駆け足になりましたけれども、以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

結構な時間がたちました。ここで10分間休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6の議案第35号の詳細説明が終わったところですので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、条例の第2条3項の1号並びに2号について、現在、1号のほうについて派遣先団体との協議、どのように進められているかということと、第2号に規定をしております連絡に関する事項がありますが、これについてどのような対応で、頻度等について考えておられるのか、聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 条例案ですけれども、第2条第3項第1号それから第2号に関する御質問でございます。

第1号でございますけれども、最終的なこの決定ということには至ってはおりませんが、先ほど説明を申し上げましたが、表現では、条例第2条のところの1行目を見ていただきますと、団体との間の取決めに基づきという、取決めという表現をいたしております。

この中の取決めという内容なんですけれども、その身分であったり給与それから旅費、勤務条件それから分限、懲戒、あるいは保険の関係だったりそうしたこと。この中に、いわゆる報告を、要するに派遣元に対する報告内容という、そうしたこともここに書き込む予定というふうにいたしておるところであります。最初、そういう取決めを行った上で派遣をしていくということになるかと思えます。

ですので、基本的な考え方としては、今持っている身分それから勤務条件というんですか、基本的にはこれをベースにそのまま派遣先へ行くということになりますけれども、派遣先は派遣先で組織としての諸事情があろうかと思えますので、そこはすり合わせなければならないということになります。

それから、第2条第3項第2号です。業務の従事の状態の連絡に関する事項であります。この件については、まだこれとはっきり決定したわけじゃないですけれども、他自治体の事例を申し上げますと、月1回、書類での報告を規定をしているところもございます。これについても、また派遣先との話で適切な方法を取ってまいりたいというふうには思うところがございます。

具体、はっきりしたところというのは、まだ現在調整中なところがございますので、基本的に

はそういうことは行う準備をしているというところで御理解頂ければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この職員の派遣についてですが、今、経営改善計画がつくられていますよね。それを受けて、次にこの改善計画の評価委員が設置されますよね。それで、病院の経営の方向性なりは決まってくるわけでしょう。そうした場合に、こうして職員を派遣してその派遣した職員の業務というのは何になるわけですか。そこのところがちょっと分かりませんので、お願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをいたします。

派遣した職員、いわゆるどういった業務を行っていくかということになるかと思いますが。経営改善計画については今月末提出をされ、その部分については町のほうで評価委員会を設置をし、評価をさせていただきます。

ただ、石州会につきましては、もう出された経営改善計画自体を4月からもう実施をしていかなければならないというふうに、経営改善をして、直ちに着手をしていかなければ、町の評価云々というのではなくて、経営改善を図っていくために実施をしていかなければならない状況にあるかというふうに思っております。

その部分のまず進捗管理でありますとか具体的な改善の実行に向けた支援というものを、やはりどのように担保していくのかというような御質問等々も議会のほうから頂いたところでございます。町といたしましては、今回1名の職員を派遣することで、石州会の策定をいたしました経営改善計画、こちらのほうが実施をされるように、病院経営等々に精通した職員を派遣をしていき、その実効性を担保していこうというようなところでございます。

具体的などころにつきましては、計画の進捗管理でありますとか、あるいは先般、監査委員の附帯意見等にもありましたとおり、いわゆる統治機能の問題、そういった部分につきましてもノウハウ等々を持っておるといふふうに認識をしておりますので、そういった部分の支援もできるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今は改善計画をどうして実行していくかというお話でしたけど、その評価委員の評価というのはどうなるわけですか。

それと、この改善計画を実行するのに、手助けと言ったら語弊があるかも知れませんが、力を貸さなければいけないほど石州会には力がない、その改善計画を推進し実行していく力がないということなんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

力があるとかないとかということはこちらで判断できませんけども、やっぱり計画を実行に移していくということは一緒にやっついていかないといけないことだろうというふうに思ってます。ですので、それと、当然進捗管理も必要だろうと思いますし、着実に履行もされていかなきゃいけないというふうに思ってます。ですので、そういったところで病院の内部に人も置きながら、その方と病院の職員とが一緒になってその改善計画を実行していく、そのことが本当の経営の改善にもつながっていくというふうに思ってますので、だから町の職員という身分は持ちながらですけども、病院の内部の職員としてそこは実行に移していくということですので、そのことによって確実に計画も履行されているというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 病院と一緒に考えていくという考え、協働していくという考えを否定するものではありませんが、あまりにも町のアクションも遅過ぎるし、全てが他力本願なような気がします。これで、5年間という期限を切ってますけど、本当に改善できるのかという疑問が残ります。

時間をかけりゃええちゅうもんでもないし、むしろ今までにこういう作業はもう何回もコンサルを入れてやっとするわけですので、やっつくべきだったんです。それはそれとして。

この評価委員の結論というのはどう扱うつもりなんですか。これによってここの対策室もいろいろな業務をこなしていくわけでしょう。そうじゃなくて、この改善計画を遂行するためにやっついていくわけなんですか。結論として、どっちを尊重してやるわけですか。もし、経営改善計画を推進するためにやるんだったら、この評価委員会ちゅうのは要らんわけでしょう。そこの辺、どう整理されとるんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

先ほど計画の実行ということも申しましたけども、その中にはやはり組織の見直しといいますか、今の現行の病院の組織の見直しも当然しなきゃいけないというふうに思ってます。だから、そんな簡単に1か月、2か月で結論が出るとも思ってませんし、やはり年単位の月日も要るのかなというふうに思ってます。そういったところを今度行かれる職員の方にもお願いをしたというふうにも思ってます。

それから、評価委員会との関係ですけども、当然評価委員会の評価結果については、これは尊重しなきゃいけません。仮にその中で、病院との、そういった関わるのが相ならんということであれば、当然それはできませんけども、ただ病院をこういった形で支援しなさいという結果が



出る可能性もあります。ですので、それは結果は当然尊重していかなきゃいけない。その結果、もう町は支援するべきじゃないということになれば、それはもう病院のほうから撤退せざるを得ないというふうになると思いますけども、その評価委員会の結果はもちろん尊重していかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ですから、この医療対策室の業務というのは、最終的にはこの評価委員の結果を踏まえて業務が遂行されると認識してよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） まずは、やはりその評価委員会の運営というのが一番先の仕事になるというふうに考えております。中身をどういう評価をしていくかというのが、病院の対策課の業務としてはそれがまず最初になろうかと思えます。出てきた経営改善計画をどういうふうに、その計画自体が、これから先病院が運営していく計画になっているかどうか、そこの判断をするのにやっぱり委員会にかけるわけですから、その委員会にかかるための資料作りであるとか、そういったところがやっぱりまず一番先の医療対策課の業務になると思えます。その結果を受けて、やはりまた業務の中身、その辺は変わってくる可能性はあろうかというふうに思っています。評価委員会の結果によってはです。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の派遣される人を含めた石州会内部での事務体制は、もう既に石州会の中で確定されているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 全員協議会の資料でも組織の形態についてお知らせしたと思えますけども、最終形の分はありますけども、当面今の派遣される方については、病院の中の事務局長ということについては病院の内部でも御理解を頂いておりますし、そのように業務に当たっていただく予定でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そのようになっているということですが、石州会が本当にオーケーとなっていないとか、今、経営改善を石州会がやろうという意気込みに、外から見ていると非常に見えない。

なぜかという、□□□□□□□□□□本当に本気で遅くまで、遅くまでするのがいいわけじゃないですけども、経営改善のために必死こいて今やってるかいうたら、私が見てる範囲ではそうじゃないんです。ということは、経営改善に石州会が一番ならなきゃいけないのになっていないということは、逆に今の組織体制を引いても、その下□□□□□がどれだけ頑張るかという

のがないと非常にしんどいと思うんです。ですから、今のもう一遍体制のことをお聞きをしたわけです。

今までなかなか経営改善出なかった大元のところを完全につくり変えるというようなことは、今の派遣する職員の方がタッチして行っていけるものなのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

病院の内部の個々の方がどうかというのは存じ上げませんが、先ほど言いました組織に問題があるということは監査委員の報告でも出てるわけですから、それをやっぱり変えていくという任務は、それもあって今回病院内部に職員を派遣するお願いをさせていただいておりますので、その点については携わっていただかなきゃいけないということを思っています。

それと、病院の中にそういった医療対策課を置くということは、そこでやっぱり連絡も密にしなきゃいけませんし、そこで町との連携ということにもなると思いますが、そういったところで病院の中でそういった組織の改善も一緒にやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） こうやって医療を守らなければいけないという考えで病院に行政も入っていったるわけですが、先ほど副町長が言われました。事務局長になる方を石州会の理事長も合意されとるというふうに言われましたけど、果たして石州会の合意は要るわけですか。この事務局に座っていただく方が、むしろ今は行政が主導を取って病院の経営改善をしていくんだ、それは住民のためになるからだという姿勢は見られんじゃないですか。なして石州会の顔色を見ながらこういう大事なことを決めていくんか、訳分かりません。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

事務局長は、石州会六日市病院の事務局長ですので町が勝手に決めるというのは、これは逆にどうでしょうか。会社の事務局を町が勝手に決める、そういうことができますでしょうか。それもちよつと無理があると思うんですけども、あくまでもその組織の一員ですからその組織が了解がなくてその役職に就かせるということはちよつと無理があるんじゃないかというふうに思います。ですから、その中に人に入っただきながら一緒にやっていくというのが一番ベターな方法じゃないかということで、今回提案をさせていただいております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 医療の根幹を守らにゃいけないという気持ちは十分私もありますが、そもそも今さら遅いんですが、こういうことが提案されること、総括というか、役所のほう

も失敗があると思うんです。

そうした中で、今月中に石州会のほうから経営改善計画が出ますよね。それ以前には経営コンサルティングを2,000万円近く出して雇って、途中までできてやっとなるんですけども、そういうことが今度評価委員ももちろんできるんですが、そのことを軸に望む計画をするという先ほどの説明もありましたけど。

これ、ちょっと（ ）ないんですが、資料が出てますよね。病院、すなわちこっちが何ぼ一生懸命になっても、受ける石州会のほうも改善計画を身をもって示してもらわんと、なかなか両方が合致がせんとできないと思うんです。そうすると、この前も私が言ってるように、こちらが費用も出すわけですから、主体性を持って年度を切ってきちっと計画性を持ってやらないと、ずるずる行って、結局この石州会の業種別構成表というのを、この資料なんですけども、昨年とこの4月1日と、今年度必要数というのも、今の医療を守っていくためにはこれだけの医師の常勤が要る、これこれということは分かりますけども、そういう自立的なことも、そのことによって診療報酬が変わっていくから収入が減っていくということにつながるかと思いますが。最終的には診療報酬をどんどん上げて中身を抑えていくというのが一番いいことなんですけれども、この辺のところをきちっと数字的なものも出していかないと、評価委員会が望む計画をつくってこうするというようなことと、今までもお金を随分かけてきましたし、これから派遣するのに年間3,300万円から500万円要るわけでしょう。それを向こう5年間というとなんて1億五、六千万円かかるわけですよ。それは先のこととはいえど。

やはりお金をかければええというもんでもないと思うんです。その辺のところを町長自身が評価委員もさることながら、トップとしてどういうふうな考えでどういう計画でいこうという、基本的な理念というのを持ち合わせておられるかどうかをお聞きしたいんですけども、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の5番議員のお問合せは、先般一般質問でお答えをしたと思います。その言葉以外にはございません。

今、議員は言われたことは、まさにそうなんです。例の今回のコンサルティング業務、いわゆる経営改善計画をつくるという990万円の財政支援をしていただきたいというのは昨年5月に出ましたですよ。我々としては、それにお応えするためにどうしたらいいかということいろいろ思案をしながら、最終的には議会のほうの御了解を頂いてということですが、そのときも議会のほうからはいろいろ御意見がありました。そうした意見を石州会六日市病院のほうへ意見を付して、条件を付して、回答しております。990万円の財政支援をしましょうということで。まさに、今はそれを待っている受けの立場なんですけども、先般も3月1日だったと思いますが、間

もなくその期限が来るのでということで、これも、それに見合うような形で要請書を持って理事長のほうともお会いをさせていただきました。しっかりその思いを伝えさせていただきました。

それから、医療対策課を設置をするその決意のほどというのは、これ1番の議員の一般質問のところでも私も述べさせていただきましたが、そういうことですから、今、5番議員が言われたそのものは当然我々執行部も同じでございます、そのことを先方様へお伝えしてるわけですから、あとは間もなく出るであろうその計画書の内容を、専門家の皆さんに精査をしていただいて、評価をまずは仰がなければならぬということでございますから、その結論によって我々はやはり動かなければならぬということだろうと思います。期限を切つてというようなお言葉もありましたが、まずはその評価を見なければならぬというふうに考えております。

恐らく、今、議員さん言われた部分と、我々執行部側が思っている思いは当然一緒だろうと思います。私はそのように理解しております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、条例についていろいろ言われておりますが、私はちょっと内容でこの職員の派遣というところに、2条の1項に、先ほど説明がございましたけど、団体との間の取決めに基づきということをおっしゃっていただきましたが、まだ先ほどのお話では何か今から取決めを行うようなちょっと話し方に私は聞こえました。そうすると、今から職員さんの派遣をするわけですが、職員は一応役場のほうの、この見ますと、2条の第1項に規定される職員は次に掲げる者ということで、臨時的に任用される職員あるいは非常勤職員とありますが、実際には役場の職員として採用されても、実際に仕事をするのは六日市病院のほうに行って仕事をされるということになると思うんです。そうすると、ここの職場に行った場合に、この給与の、役場で例えば月に15万円とか20万円と雇われても、雇用された場合に、派遣された先ではその言われた金額で働けるのかどうか。この前もちょっとその辺のことも言われたかと思うんですが、ちょっとその辺がはっきりせんのですが、その職員の身分が給与でも病院の報酬に従って支払われるんではないかなと、その辺のところどうも、ところが職員も、行く者もはっきりせんような気がするんで、その辺はどうなるのか、お伺いいたします。今までお話されたかも分かりませんが、どうも私その辺のこと、職員の立場に立ったら大変じゃないかなと思ってお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど来出ております取決めというふうな表現で、これは法律でもそのように用いられておりますのですが、取決めの内容について先ほど申しましたその身分であったり給与であったりそうしたものをどうするのかということなんです。

身分については、役場職員という身分を有したまま派遣先のほうの身分もまた同時に併せ持つ

という身分となってまいります。それから、例えば給与について取決めを行うということになりますと、どちらがその者についての給料を支払うのか、それを決めます。今回の派遣に関しては、町のほうで給料は支払うという、こういう内容になってくるかというふうに思います。

それから、もろもろ取決め事がございます。基本的には、町の関係規定を適用させるのか、それか行った先の関係規定を適用させるのか、あるいは部分的な適用にするのか、そうした内容を事細かくというところまではいきませんが、基本的にはこういうことだというふうなことを定めていく、これが取決めということになってまいります。

それから、条例案の第2条ですけれども、第2条の第1項が、改めてちょっと説明をさせていただきますと、第2条の第1項に書いてあるのは、派遣先を定めておくものです。それから、第2条の第2項に関しては、ここに書いてある職員については派遣させることはできない、そういうふうにお読み取りを頂ければというふうに思います。

それから、もう一つ補足をさせていただいております。今回提出させていただきましたこの条例案なんですけど、およそ今回作成するに当たって他自治体の例も参考にさせていただいているところでもありますけれども、これはもともと国も一定のものを示しておりまして、それになぞらえて各自治体がつくっておる、そしてそれをまたこちらも参考にさせていただいておるようなつくりになっております。およそ例規の内容を見ても横並びの内容になっているのかなというふうなところで、また説明を補足させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） そうすると、今の取決めという、まだ今から多分お話するんじゃないかと思うんですが。

こちらから派遣された職員が、例えばの話ですので、20万円で病院行って同じ仕事をしながら働く、片や、病院の職員は25万円から30万円で働くというような格差は当然出てくるということになります。そうすると、派遣された職員のほうが働きにくいとか、逆に役場のほうがぐっと高かった場合でも同じことじゃないかと思うんですが、そういうふうなことは考えられんですか。病院なら病院のほうへ合わすんでしたら、同じ仕事をするんであれば同じことになるんですが、どちらにしてもこちらから派遣する職員の給料がいい場合はその職員さんはええかもしれないませんが、逆に下がったりしたというようなことはないわけですかいね。そこも取決めになるんじゃないかと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この取決めにつきましては、実際には担当課としては保健福祉課が調整をいたしております。全く手つかずではございません。これまでのところでも協議の中でそ

の今度派遣する職員の配置の方法とかというところからそうした取決め事が見えてくる部分がございますので、幾らかは協議は進んでいるというふうにお答えを先にさせていただきます。

それから、給料の件であります。身分を完全に派遣をさせていただいて、行った先の身分になって行った先の組織の職員になるということになれば、なおかつ行った先で給料を支払うというようなどこまでいけばそうした考えもできるのかなというふうに思います。ですが、今回のつくりといたしましては、役場の職員として派遣をいたします。併任という言葉が適切かどうか分からないですけれども、併せ持つ身分ということ、それからあくまでも給料については役場の職員、町のほうが支払うというようなことで今回はつくってきておるといふ、こういう内容です。

議員がおっしゃられるのは、実際現場で職務内容と給料とというようなそうしたところもそれはあるのかもしれませんが、それとこれとはやっぱり区別して考えていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この条例は、先ほど町長も言われた、要するに病院がまだ今から3月中に出る改善計画に基づいてのための条例を準備しておくというふうに私は理解しておるわけなんです、改善計画の内容、あと評価委員の内容によってはまた違う結果も出てくる。しかし、速やかにまた改善計画に基づいての業務を遂行するには今準備としてこの条例が必要だというふうに理解しておるんですが、それでよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） とにかく4月1日には医療対策課を設置をして、こうした職員を任期付職員を事務局のほうへ、病院様のほうへ派遣をしようということで既に合意をしておりまして、ですから評価は4月以降にやっていきますけど、それもしながら医療対策課のほうはその評価の事務をする。それから、一方、その派遣をする事務局長して事務部に入る職員については、まさに病院様のほうは今回実行計画といいますかそれをプランを立てられますので、もうまさにそれを、先ほど副町長言いましたが、4月からはそれを実行していく、履行していくということになりますので、それも致します。

さらには、昨年10月だったんですが、秋に町の監査委員が地域医療の確保の2億1,000万円余の補助金を出した折に監査に入られましたが、そのときに御覧になっておるとおり、監査の意見としていわゆる組織的な統治の部分、コンプライアンスの部分とか、そういったガバナンスの部分についても言及をされておられますので、そうしたことをやはり履行するために行ってくださいと、こういうことになろうかと思っておりますので、このものは4月1日に間に合うようにということで、このものだけでなく、ほかの課の設置であったり、それから先ほど全員賛成で承認

をしていただきました一般職の任期付職員の採用等に関する条例もそうなのですが、これ全てセットものになりますけど、そうした思いで4月1日からとにかく課の設置と任期付の職員を派遣をするという前提の下に事務を進めさせていただいてるところでございます。

繰り返しで申し訳ございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第35号吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第7. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第16号吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 説明があったかと思いますが、改めてお聞きをいたします。

当初、医療対策室ということでいうていたのを課としたということについて、改めてなぜ課でなければならなかったかということについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

11月22日に御説明させていただきました予定では、医療対策室ということで実施をしてまいる予定でございました。

ただ、今後やはり病院内にいわゆる設置をしていく中で病院と連携をして今後の地域医療を守るといような方向性の中では、やはり室というよりもきちっとした課という体制を構築するこ

とによって、町としても万全の体制を整えてまいりたいという思いがございまして、そういったところを内部で協議をさせていただき、今回医療対策課というような形で設置をさせていただきたいというところが理由でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 課とすることによって、いわゆる政策の決定権、そういうものも発生をするというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

医療対策課の所掌事務においては、そういうことになるというふうに理解しております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 医療対策課としてはそういうことだというふうに私も思います。

それで、そもそも今の保健福祉課の持っている仕事プラス、その前の話ですが、医療対策室での状態では仕事が回せないということが要因となっていたのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 従来は内室ということで医療対策室のほうを保健福祉課内に設置しておりました。

ただ、今後より地域医療を残していくためには、専属的な対応が必要となってまいるというふうに認識をしております。そういった中で、現行の内室体制においては十分な事務の執行ができないというふうに捉えておりますので、今回、保健福祉課から医療対策課と分けて医療対策課を専門的に設置をしていく必要があるかという認識の下に今回設置をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この課の設置なんですけど、病院の経営なりの体制が固まった時点でこの課の設置は廃止されるのか、それとも、広く病院に限らず医療に関した課として残すのかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 11番議員のことにお答えをさせていただきます。

今回医療に特化した形で、先ほど担当課長が申し上げましたが、やはり我々といたしましては、内室とかそうしたことでなくて、特化した、よりそのことにだけに専念をする課を設置をしたいという思いで今検討させていただいて上程をさせていただきました。

先ほど来ありますように、4月からいわゆる出された計画の評価をします。その結果いかに、これはちょっと分かりませんが、どうなるろうとも、この地域医療をしっかり守っていく、堅持



していくというのは行政の使命でもございますので、ですからその評価の結果いかんによって、じゃあこの医療対策課を廃止をすとかそうしたことは現時点では考えておりません。

評価の結果によって、ひょっとしたらこの医療対策課の人員をまだ拡充していかなければならないかも分かりません。逆に、その評価が可とない場合でもそうしたことは逆にあるかも分かりません。ですから、我々今回この医療対策課をつくったという思いはそういうことでございますので、これを評価の結果によって廃止をすとかそうしたようなことは、現段階では全く考えておりません。そのように御理解頂いたらいいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、議案第16号吉賀町課設置条例及び吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、5分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第17号の条例についてを審議する前にお諮りをします。

先ほどの日程第6、議案第35号吉賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての質疑において、9番、藤升議員の発言について、本人から一部取り消したいという申し出がありました。これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、先ほどの議案第35号の、9番、藤升議員の発言の一部は、会議録から削除することに決定をいたしました。

---

### 日程第8. 議案第17号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第8、議案第17号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第17号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第18号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第18号吉賀町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例につい

てを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第10. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第19号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第19号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第11. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第20号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第20号吉賀町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第12. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第21号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第12、議案第21号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第22号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第22号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第14. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第23号吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第23号吉賀町集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第15. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第24号吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、議案第24号吉賀町防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第25号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第16、議案第25号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第17. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第26号令和4年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

最初に、本案についての答弁保留がありましたので、それについて答弁してもらいます。

11番、庭田議員の質疑で「水質検査項目に農薬があるかどうか」ということでした。早川建設水道課長より答弁を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、11番議員より質問をいただいておりますが、そのときに答弁ができませんでしたので、その分につきまして改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

質問の内容でございますけれども「水質検査項目に農薬の検査項目があるのか」という質問でございました。この質問につきましては、農薬に関する検査項目はございません。

それから「農薬の検査はできるのか」という御質問もございました。この部分につきましては、農薬の検査はできますが、農薬の名前等を指定する必要があるということでございます。

それから、もう一つ御質問がございました。「水質検査に農薬の項目を追加できるのか」ということでもございました。回答といたしましては、農薬の検査を追加することはできますが、しかし、さきにも述べましたように、農薬の種類を指定する必要があるとございます。そうしたことがありましたら、検査項目に追加することができるということもでございます。

もちろん、今現在かかっております手数料以上にかかってくるということもございまして、これも申し添えておきたいと思っております。

以上、答弁残りにつきまして回答させていただきました。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 予算書の9ページ。これは来年の3月31日までの繰越しといえますか滞納を、五百五十何万円っていうのが。これを言うんじゃないんですけども。以前に、水道料金の滞納件数、それが三百数件あったと思うんです。今現在がどれぐらい減っている推移になっているかということと。

よく補助金申請するときに、随分前のが残っているよっていうようなことが発覚するっていいですか、あるんですけど。その辺のところを、今後はどういうふうに対処していかれるんか。水道を切るということは難しいですから、ただただ滞納をしないように、滞繰にならないよっていうことと件数を減らすこと。それと、補助金があったらホカクをするというふうなことをなくしてほしいということがあるんですけど、いかがでございましてか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） まず、補助金のおきに昔の部分が出てきて、今後そういった部分についてどう対応していくのかということもございまして。

どうしても個人を指定して滞納部分を調べますと、ずーっと深い部分、今現在では平成7年が一番古い滞納の数字というふうになっておりまして、その部分についての個人様のその滞納状況

というのを調べることはできます。

広く浅く、ぱっと答えられるかということ、なかなかそれが難しいものですから、どうしても補助金のときにその内容が出てくるということで。本人様のほうにも、その滞納があるという認識がないということが実際あるものですから、そういうことでよくトラブルになったり、それから「いや、私はそういうことはないはずだが」ということになったりいたします。

そういった部分についても、滞納の整理をしていく段階でそれぞれ、例えば、多い方、それから少なくとも長い方、いろいろなパターンがございまして。その部分について、いろいろの考え方において滞納処理をしていきたいというふうに考えておりまして。この部分については、どうしても補助金に関しますと、今後とも出てくるのではないかというふうに考えております。

それから、滞納の処理について、今後どうしていくのかということでございましたけれども、悪質な、言ってみれば、お願いをしてもなかなかお支払いをしていただけない、それから、約束はするんだけど、それが履行できないという方については、やはり給水停止という形のもの、今後していきたいというふうに考えております。

ただし、給水を停止をするということにつきましても、言ってみれば範囲です。どういう方ということ。例えば、今、私が簡単に悪質というふうな言い方をしましたけれども、じゃあ、悪質とはどういうことを指すのか。そういったものを、やっぱり課の中で共有をしていかないといけない。それが、そのときにはこうなって、そのときにはこうなるということでは、皆様方にも迷惑をかけてしまうということで、そういった条件の整備。

それから、始めたらいつ終わるのか。その終わり方もきちっと、やはり内部でマニュアル化していけないといけない。そういった運用に関しまして、今度はきちんとしたものを作っていけないと、給水を停止しますということには、なかなかならないということで。今現在、そういった部分について、実際に給水停止ができるように手順を進めているという状況でございまして。そうした部分も含めて、滞納の処理の一つ使っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、全部の数量につきまして、ちょっと私が資料を持ち合わせておりませんので、数量につきましては御容赦いただきたいと思っておりますけれども。今現在残っている、先ほども申しましたけれども、一番深い部分におきましては平成7年というのがあります。

ただし、そうした件数につきましても、どんどん減らしていっているという状況ではございませんので。いろんな工夫をさせていただきながら、それから、皆様の理解をいただきながら滞納処理を進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の滞納の件でお聞きをいたしますが、社会福祉協議会のほうで、



家計改善支援事業というようなものも行われておりますが、そういうものに滞納されている方をつなげていくとか、そういうようなことというのは建設水道課のほうでは考えておられるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃいました直接的な部分についての検討はございませんが、あらゆる機会、あらゆる条件を使いながら、滞納処理に当たってまいりたいと思いますので。そういった部分も研究させていただきながら、役立てられるもの、滞納処理につながるものについては、鋭意取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 私は議長に相談です。質問というよりも。

この貸借対照表とかそういう検査書、いろいろあるわけですが。なんと、字が小さい。1ページで抑えようと思って、そういうことになるかも分かりませんが。ところどころ罫線か何かを入れてもらったら、大変見やすくなるのではないかというふうに思います。5つに1つとか。物差しを持って見ないと分からないようなことがありますので、ちょっとその辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今の未収金のことですが。私は、貸倒引当金で、内部でいろいろお話しするということを言われておりましたけど。平成7年からあるというようなことですが。この貸倒引当金は何年ぐらいしたら焦げつき、その基準というのは、あるのかないのか。あまり公にして、何年払わなかったら、儲けになるということになってもいけませんけど。大体、目安としては、どのぐらいの期間を見ておられるのかお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 先に、中田議員言われた貸借対照表ってバランスシートのことですが、罫線については担当課で。下水道のほうもありますんで、検討するように、この席で願ひをしておきます。ただ、つくかどうかは私には分かりません。あんまり量は多くないから、字を大きくすればいい。早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議長へということで質問ではございましたけれども、大変見にくいと思います。大変申し訳なく思っております。

どうしてもバランスシート等は、全体を見ながら数字を判断していくというような、そういう性質もございますので。どうしても1つに押し込めようとすると、こうなってしまいます。私も、議員がおっしゃいますとおりに、定規を当てながら見ていたりするというのも、よく分かりまし

て。できる工夫については、していきたいというふうに思っております。

この部分に全部を罫線を入れますと、また余計、表が見にくくなるかなという気もしておりますので拡大するとか、大きくするとかいろいろな方法を考えながら。それからまた、編集のほうも総務課のほう等もごございますので、その辺とも協議をしながら、見やすい方法をちょっと探していきたいというふうに思います。

それから、2番目の御質問で貸倒引当金ということをございます。

それぞれ貸借対照表のところに出てまいりますけれども、9ページであったり、それから12ページの期首。9ページは期末です。それから12ページの期首、それぞれ出てまいりまして、これは負債の部、真ん中の辺りにくくられているところの負債の部の4番目の流動負債というところの(3)の引当金等々になって来るかと思えます。

何年をもってということにいたしますと、10年。機械的に10年を割り当てています。10年を経過したものの滞納金については、貸倒引当金というところに仕分けをしてまいるといふことをございまして、そこに入れてまいります。

これにつきましては、10ページの注記のところでも、一応、貸倒引当金のところの項には「債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する」といふふうにございまして、一応、そういったところに割り当てると。

これは、もうこれでおしまいというものではございませぬので、今後とも鋭意、滞納処理に努めていくといふことをございまして。事務諸表上はそういったところに区分けをしていくといふふうにご理解をいただきたいと思えます。

○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。早川課長。

○建設水道課長(早川 貢一君) 大変申し訳ございませぬでした。貸倒引当金を、私は「負債の部の」と申しましたけれども、大変申し訳ございませぬ。負債ではなくて、上のくくりの部分の資本の部でございます。資本の部のところにございます、2番目の流動資産というところの(2)未収金の部分に入ってくるもので、大変申し訳ございませぬ。これは資産ですので、負債ではございませぬ。大変失礼いたしました。申し訳ございませぬ。

○議長(安永 友行君) ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第26号令和4年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第18、議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第27号令和4年度吉賀町下水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） この会計予算というよりは、農集に限らず、公共下水がありますが、なかなか高齢化比率が高くなったりして、加入率っていうのがすごく下がって伸びないということなんですけれども。

例えば、当初は加入するのに分担金とありますが、あれが18万円でしたね。それで2年以内にしないと20万円になるよっていうことだったような気がするんですが、それは過去のことで、すから、いいんですが。

例えば、今後に及んで、加入金、負担金をこの時代に下げろっていうのも変なんですけど、そういうふうにしてでも加入率を上げるっていうような方法は、取ったらいかがしたもんかなって思いますが、担当課としては、いかがお考えですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、料金収入等の減少もあるという関係でございまして、料金の見直し等も、また今後も考えていかなければならない。それは水道も同じですし、下水もやはり同じということになります。

そういった中で、なかなか加入分担金といたしましうか、その部分を下げていくということにつきましては、なかなか発想は至りませんでしたけれども、考え方によっては、加入率を上げていくということにつきましては、そういった部分も一つ、一躍を担うということも考えられ、言い換えれば攻めの予算配分といたしましうか。そういった部分も考えられなくもないということでございますので。

私どもは、できませんという答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、今後どのような方法があるのかということにつきましては、今後、料金の改定も含めて考えさせていた

できればというふうを考えているものでございます。あらゆる選択肢を排除しないという形で、いろいろな方法があろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ちょっと確認ですが。先ほどの議員の関連ですが、高齢化に伴いとか、いろいろ原因があると思うんですけど。空き家も含めて。

今後、今、下水道工事がなされていないところがありますが、もう多分、新しい事業には出ないと思っております。その確認をしたいと思うんですけど。今後、何年かに、例えばそういった環境等々いろいろなことを含めて、こういった場合は新設するとかそういった考えはありますか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

新たな集合施設の整備ということになるかと思っておりますけれども、今現在、六日市、七日市、それから初見新田、柿木と集合処理をさせていただいております。

これまでのところといたしまして、今の考え方につきましては、集合処理以外の施設にお住いの皆様方の地域につきましては、合併処理浄化槽について普及を図っていくという形にしております。

ですので、今後、大規模に人口が増加していくとか、何かの要因で、ここの部分に集中的に、そういった大きな変化がない場合以外は、やはり今後、今、計画しております集合処理以外の計画については、個別合併処理浄化槽で対応してまいりたいというのが町の考え方でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第27号令和4年度吉賀町下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第19. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第28号令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第28号令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

.....

### 日程第20、議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第29号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 最初のときにもお聞きをいたしましたが、今回、資料として提供していただきました国民健康保険税の分で、特に短期被保険者証の方は、よその自治体に比べて多いというふうにも感じております。

そういう方々を例えば今、午前中にも言いましたけれども、社会福祉協議会のほうで家計改善支援事業というものをやっけていただいております。その短期の被保険者になるような方というのは、払いたくても払える部分がないというふうに想像するんですが、そういう人を今の家計改善

支援の事業のほうにやっぱり直接的につなげるということができるとか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

短期証発行の方々につきましては、一応、町の内規に従いまして、それぞれの納付いただいている状況によって、短期証の発行月を決めさせていただいておるところでございます。当然、そのところでは担当のほうと滞納者の方といろいろ御相談なり、協議のほうをさせていただいているところでございます。

その中で、お一人お一人の生活状況・収入状況などもお伺いをしているところございまして、そういった中で、そういった方々の御意向に沿わない方、こちらのほうから一方的に社会福祉協議会の、いわゆる生活家計支援のほうにつなげていくというようなところについては無理があるかと思っておりますので、そういった制度もあるというようなところも併せて御案内等々をさせていただき、御希望されるようであれば社会福祉協議会のほうにつなげていくというような対応を今現在は取っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第20、議案第29号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第30号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、議案第30号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第22、議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第31号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 10ページの介護認定調査費の件でお聞きします。この調査は毎年やるんですけど、1年間の件数、何人おるんかということと、それから003の一番下から2番目の使用料というのがあるんですけど、何の使用料かということ。

それから、認定調査に来られて30分から長くて1時間あるんですけど、これは国のマニュアルみたいなものがあって、それに沿ったことだけじゃなくて、なかなか地方とかその人個人によっていろいろあると思うんですが、その辺が一つもないので、その辺のことを認定調査であるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

認定調査に関する部分でまずは年間の調査件数は幾らかということでございますけれども、新規認定、更新認定、それから状態の変更申請、そういったところでの場合は認定調査が必要となってまいりますので一応、件数につきましては、その調査と同時に主治医の意見書も必要になりますので、そちらの件数から想定をしておりますのが大体年間で310件ぐらいのものを想定しておるところでございます。全て直営で行うわけではございませんので、実際、遠方で入所されておる方等々もおられますので、そういった方々につきましては、そういった施設等に委託しておる状況でございます。

使用料2万5,000円のところについてですけれども、こちらのほうにつきましては今、申し上げましたとおり、遠方の施設等々に入られておる方もおられます。そういった中で、例えば広島でありますとかへ出向く場合、高速道路等々を使用する場合も想定されますので、そういった高速道路の使用料等をこちらのほうに計上させていただいておるものでございます。

それから、調査につきましては、基本的にこれはもう国の制度でございますので全国共通でございます。今申しましたとおり、認定を受ければ全国、いわゆる地域密着型を除きまして、あらゆるところでのサービスの利用ができるというものでございますので、その調査方法については厚生労働省が定めました認定調査マニュアルに基づいて行うものでございます。

ただ、その全てをマニュアルだけで推しはかれるかと、調査が完了できるかという、そうではございませんので、いわゆる認定調査項目以外に考慮すべき事項につきましては、それぞれ特記事項というような形で記載をさせていただきまして、その通常の調査項目とそれぞれ個々の特記事項、それと最初に申し上げました、主治医の意見書、こちらのほうを3点セットにいたしまして、うちでいいますと益田広域のほうに設置をしております認定審査会のほうへ送らせていただいて、判定をさせていただくというような流れとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第31号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第23、議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第32号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろし



いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、議案第32号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第33号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第24、議案第33号令和4年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

昨日までに款項ごとに分けて質疑を行いました。全体を通しての質疑で結構です。ただし、ページ番号等を示してから質疑をお願いいたします。質疑はありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 参考資料の99ページにアウトリーチ自立相談というのがあるんですけど、アウトリーチというのがちょっと分らないので、ここの説明と、それからあと5項目があるんですけど、その相談、それは一々言えないかもしれませんが、どのようなことが相談であるのかというのを知りたいんですが。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 御説明させていただきます。

99ページのところで生活困窮者自立支援事業という事業でございまして、基本的には最終的にセーフティネットといたしましては生活保護制度というものがあるんですけども、いわゆる生活困窮がなされておられる方の中で生活保護の受給ではなくて、そこからいかに自立された生活に移っていただけるかというところでの支援というようなことで各事業が組み立てられておるところでございます。

御質問にありましたアウトリーチ、こちらにつきましては、そういう生活困窮された方が、いわゆる担当窓口のほうに来られるのを待っているというだけではなく、なかなかそれでは役所の

窓口のほうに行きづらいというような方々もおられるというふうに思っております。そういった方々がそれぞれの地域におられますので、そういった方々が来られるのを待つのではなく、こちらのほうからいろんな形で出向かせていただいて、いわゆる手を差し伸べるといいますか、お困りのことがあった場合に手を差し伸べるといような、こちら側からもアクションをかけるというところがこのアウトリーチの自立の相談機能強化事業でございます。

こちらについては、基本的に令和4年度で3年目を迎えまして、一応、一旦この事業については終了していく予定でございます。町といたしましても、この3年間の中で社協のほうに委託をし、それぞれ町内でいろんな形でアウトリーチ事業、いわゆる調査のほうをさせていただいたところでございます。その中ではまだ詳細な報告は上がってきていないんですけれども、基本的に今、問題となっておりますひきこもりの方々、そういった方々がどの程度おられるかというところも地域の情報等々からいろいろと把握ができているところでございます。

この部分については一応、令和4年度のところで一旦終了させていただきますが、その後につきましては、そういったひきこもりの方々あるいは高齢でありつつも、いろいろな他に様々な重層的な対応が必要な方々がおられますので、こちらにつきましては重層的支援事業、こちらのほうを令和4年度から準備をしておりますので、令和5年度以降はそちらのような形で重層的支援につなげていく形で、生活に困窮された方々を支援していこうというものでございます。

その他、自立相談の支援でありますとか就労に向けた準備の支援、家計改善、こういったところをやっておりますけれど、こちらについてはいわゆる自立に向けてどのようなことが必要なのかというような相談に当たる業務、それから実際になかなか就労できていられない方もおられますので、そういった就労につなげるための支援、それからあとは多重債務等々いろいろな家計で大変な状況になっている方々への支援ということで家計改善支援、こういったところを組み合わせながら困窮から自立に向かった支援につなげていけるよう、ただいま取り組んでおるところでございます。

長くなりましたが、状況について説明させていただきました。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 実際にそういう支援が相談の中で出てくるわけですか。それとも、こちらから提案するのかどうか、そこら辺をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 先ほど申しましたように、徴収等々の対応の中で実際にそういった支援を望まれる方もおられますので、そういったときには自立支援、家計改善支援のほうにつなげていくというようなケースもございますし、そういった窓口での周知のほうも行っておりますので中にはそちらのほうに直接相談に行かれる方もおられますので、それはケースバイケー

スだというふうに思いますが、実際にはやはり町内にもかなりの数の方がおられまして、社協のほうが対応しているというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今回の答弁の中で、重層的支援会議ということも言われておりました。その意向の中で支援会議の中では、本人の同意は関係なしに本人の同意がなくても調査し、対応・検討するということができるというふうに伺っていますか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） いわゆる生活支援の内容を検討するのに、本人の同意が必要かどうかというところがあるかという御質問かというふうに思っております。

基本的に、その方に対して何らかの具体的な支援、アクションの働きかけをする場合においては、本人さんの同意が必要であろうというふうに思っております。ただ、いろんなケースの検討の中で、その状況なりを各担当者の中で共有をすることによって深掘りをするによりまして、そういった対応が必要であろうというふうな検討をすることは、そこは可能ではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 参考資料の139ページの商工費の観光振興対策費のことで、下のほうに主な事業概要で、観光協会の補助金が457万8,000円と、これは恐らく事務員さんの人件費か何かと思います。その次、2番目に多いのが、フレンドタウン等の広告料というのが258万4,000円と多くありますが、これは全国誌か何かそういうふうな冊子か何かですか。何の費用かなと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） フレンドタウン広告料ということで、内容について説明させていただきます。

これは今、モンベルと連携しております、その季刊誌です。その中にフレンドタウンを紹介するページがあります。その中で広告する広告料と御理解いただければと思います。1ページ吉賀町として載る、そういうものでございます。（「1ページで258万円ということですか」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼しました。経費は92万4,000円ということで今、予算としております。そのほか広告料として広島の中新聞へ年に2回もしくは3回、基本的には、きん祭みん祭農業文化祭に併せて広告を出したりするんですが、その経費が66万円含まれております。繰り返しますが、フレンドタウン広告料として92万4,000円、観光素材等で残りを計

上しているというものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 予算書の90ページ、地籍調査のところなんですけど、ちょっとこれは私、聞き漏らしをしていたのか、説明があったのかもしれませんが。車両購入費で13万7,000円ということが書いてありますが、13万7,000円というのは、どういった車両の購入なのか教えてください。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

地籍調査で使っております軽の箱バンになるんですけども、5年間のファイナンスリース契約をしております、5年後の設定を車両価格の10%の残債で設定をさせていただいています。5年後にそれを今度10%の金額、今回は予算化しておりますが、その金額で購入して、それを引き続き今度は町の持ち物となって乗り続けるという形になっています。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今期が最初の1年目になるということによろしいですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 今年度の途中でリースが終わりますので、令和4年度中に終わりますので、それを購入という形です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 昨日もお聞きをしたところでもう一遍、確認でお聞きしたいと思います。

資料の67ページ、電源立地対策事業費の分で町内の中学校の特別教室に空調機の設置というもので、答弁では全体で考えているというふうにお聞きをしたんですが、それで間違いなかったのか、もう一度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。中学校の特別教室の空調機などの設置・設計の部分ですが、現段階では全体で考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 全体でされた場合に町内の業者さんが入札に入ることができるか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） これから設計ですので、全体金額に関わってくるころだろうと思います。本町の基準等に照らし合わせてということになってくるんであろうというふうに思っ

います。今の段階ではちょっとそここのところは、はっきり申し上げられないということになるろうかと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 実施設計ですので、このままいけば十分入れるかどうかというところも設計する中で入れないような状態にならないように設計をしてもらおうということは可能だと思いますが、そのように設計士と調整をするのかというのが質問の趣旨です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。その辺がどこまで可能なのかというのが分かりませんが、可能な範囲での協議はできるかと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 83ページの003解体撤去工事費というのがありますが、これは菌床関係のハウス、このハウスを17棟解体すると。ほかの施設はもうないんですか。ここにあるように高品質の堆肥云々とか、そういう建物はもうないんですか。それとも、このハウス以外にまだ解体するようなものがあるのかどうか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

ほかにある菌床工場とか堆肥施設につきましては、解体せずに今のまま利用したいというふうを考えております。あくまでも解体するのは、17棟の培養ハウスを解体するというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 予算書の75ページ、昨日も質問させていただきましたが、不動産の賃借料、このアンテナショップの8月までの家賃が171万円ということですが、昨年度の予算書を見ますとアンテナショップの家賃が年間410万円というふうになっておるんです。コロナ禍で恐らく売上げは落ちとると思うんですが、まだ3月は終わってありませんが、去年と今年度のアンテナショップの売上げについて具体的に数字が分かれば、お願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 一昨年が大体年間7,000万円ございまして、それまでエポックで経営していた際には5,000万円程度でしたので、かなり企業組合さんが頑張って売上げを伸ばしております。

今年は1月までの数字を押さえていまして、ちょっと今日は資料を持ってきていませんけれど、大体昨年並みの売上げになっておりますので、この2月、3月がどうなるか分かりませんが、

昨年並みであれば大体7,000万円の売上げということを想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） すみません、また関連で。8月までの家賃の予算だということなんですが、当然8月いっぱいやめるということとはできないと思うんですが、9月以降について、産業課としてはどういうふうにするのか。予算は8月までなんですが、その後についてはどうするのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 当然、アンテナショップにつきましては、町といたしましても重要な施設ということで認識しておりまして、8月で終わるということではございません。企業組合さんともいろいろ協議をする中で頑張ってもらっていますので、引き続き、これまで同様に使えるようにしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 参考資料162ページの特別支援のことですが、昨日、口頭で資料をいただきまして、特別支援学級は小学校で5学級、中学校で6学級と、ちょっと中学校3校にしては多いような感じがあります。全部で11学級ということになりますが、こうした支援員がそれぞれこの予算でおるということは、今11人が必要ということだと思いますが、その辺のちょっと詳細をお願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 特別支援教育の支援員について、ちょっと御説明を先にさせていただきます。

特別支援教育支援員と申しますのは、普通の小学校、中学校の通常の学級にいらっしゃるお子さんの中で支援が必要なお子さんたち、いわゆるADHDの傾向があったり、LDの傾向があったというふうなことで、いろいろ学習面で支援が必要なお子さんがいらっしゃいます。

そういう普通の学級、通常の学級で支援が必要なお子さんへの支援、それから特別支援学級、知的障がいの学級、それから自閉・情緒障がいの学級、それに向けての支援員というのは別々になっておりますので、特別支援学級の数がそれほどではない、そんなというふうなことではございませんで、ほぼ数字が今、小学校は各学校に1名ずつは配置する予定になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。ただいま教育長が申しましたように、そういう形

になります。

特別支援学級の場合は、県のほうから学級の担任が配置をされます。町のほうで今、雇用を考えている特別支援教育支援員については、通常の支援員、この場合は、その支援員と町のほうで非常勤講師のほうも考えております。

来年度は通常の支援員が7名と非常勤講師が3名で、そのほかに看護資格を持つ支援員を2名、今のところ雇用する計画でおります。非常勤講師とそれから支援員を含めて、全体で各学校にそれぞれまた配置をするというような形になります。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 昨日、1番議員のほうから質問がされておりましたけれど、旧道面家住宅です。屋根のふき替えは行うということで予算はついておりますけれども、昨日のお話の中で、昨年も説明板等は他の文化財は直すというお話でした。5か所の説明板とか、ほかのところの。

道面屋敷の音声の案内、このことについて触れておられませんでしたけれど、音声案内のこと。これは普通あの道面屋敷へ行った場合に、ただ単に行っただけで見ただけでは何のことか、わらぶきの古い家だなと思うだけであって、せっかくの国の重要文化財の唯一のその放送設備の修理というものはどのようになっておるのか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。昨日も少し申し上げましたのですが、先日そのことをお聞きしまして、私も現地のほうへ行ってきました。

あの設備がどうも太陽光を利用して、それを電源に利用するような設備のように見受けました。随分もう年数がたっておって、その太陽光のところもちょっと分かりづらいような状態になっていましたので、これを修繕というのはなかなか難しいのではないかというふうにその場で思いました。

昨日も少し申し上げたのですが、来年度に関しては、現在のその説明板等が設置されていない箇所について僅かではありますけれど、5か所に新たに設置をしようというふうに考えています。

それから、説明板、その他の案内等のことについてなんですが、道面家のその今の放送設備を修復するというよりは全体的なことを考えて、今の時代ですから例えばスマホとかを活用しながら町内全体の地図にパンフレットを通して、そこにQRコードをつけてかざせば説明が出るとか案内が出るとか、そのQRコードを現地の説明板のどこかにもつけさせていただいて、現地でもそれをかざせばと、そういったことも考えながら今後ちょっと検討をさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 参考資料の176ページで特に、よしか・夢・花マラソンの件でお聞きをいたします。

予定をしているマラソンのいわゆる選手の規模、人数、それともう1個はマラソンルート確保、道中に床板を置いたりとか、そういうような作業も必要になってくるんですけれども、その点の経費等についてどういうふうに見ておられるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 4月24日の日曜日に、よしか・夢・花マラソンを実施する予定にしております。

3日前にも実行委員会がございまして、今現在、10キロメートル・5キロメートル・2キロメートルといった、それぞれの種目の人数は今ちょっと詳細な資料を持っておりませんのであれなんですが、455人の町内それから町外、県外の方いらっしゃいますけども、そういうふうな参加者数でございます。ルートにつきましては、ハーフマラソンをこのたびは実施しないということですので、10キロメートルの折り返しが蔵木中学校あたりまで、あそこのあたりが折り返しで、こちらからルートを申しますと、2キロメートル、5キロメートルについては、例年とほぼ同じでございます。5キロメートルについては、畑詰のところを左に折れて、畑詰の橋を渡って、ずっと宗久寺のあたりのずっと山に沿った道を帰ってくるようになります。10キロメートルのほうは、先ほど申しましたように、重則のログハウスの手前を左へ入って、高架のちょっと手前のところを出まして、というふうなルートになっております。

費用につきましては、今180万円を計上しておるところでございます。これは、昨年度と今までと同額になっております。開催をするための人数が少なければそれだけ規模が縮小になるのでそのまま比例して金額が少なくなるというふうになかなかありませんで、いろいろな選手のタグ等の、そういうふうなものであるとか、最低限必要なものの準備にお金がかかりまして、そのあたりの金額はこのとおりとなっております。詳細については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんで、またもしあれでしたら。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ちょっと心配しましたのは、今、体育館の横のところに、外のトイレも設置されているんですけども、それだけでは足りないの、トイレの設置でありますとか、それと、有飯のところに床板かけて走れる通路をつくりますけども、そういうような経費が見えるかということでお聞きをしましたけど、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、担当の者がしっかりコロナ対策のためのスタッフ等も含めて、き



ちんと安全対策考えながら試算はじき出しておりますので、大丈夫だと認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと今の関連質問で、今年コロナが例年以上にはやっているんで、その辺でマラソンをやること自体に反対ではないんですけど、近辺の住民が不安に思っているというのがあります。そこら辺で、どういうふうなコロナ対策をやっているのか。それと、また住民に理解してもらうようなことをしているのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。夢・花マラソン開催に向けて、教育委員会内でもいろいろ協議をさせていただきました。併せて、スポーツ推進委員会、あるいは体協であったり、実行委員会の中でも協議をさせていただきました。まず、計画するに当たって、これまで1,500人を超える規模で開催をさせていただきましたが、やはりコロナのことを考えると、この規模での開催は難しいであろうというふうに判断をして、特に参加の多かったハーフについては取りやめをさせていただきました。そういったこと、それからあとは人数にも制限をかせさせていただきました。それから、これまでは全国どちらの方でも参加をしていただいておりますが、こちらのほうも地域制限、中国管内のみというところでの制限をかせさせていただきました。それから、参加していただくに当たっては、当然事前の体調管理、体温測定を前何日間はそのような記録をとっていただくとか、あとはスタートを幾つかに、全体で400少しなんですけど、スタート少し時間差で出発させるというところと、それからやっぱり広いところ、以前は、その分遣署の前での出発をしましたが、こちらの基幹集落センターの入り口側、こちらの方がやはり距離も保てますので、そういったところ、そういったもろもろな対策を講じながら、実施していきたいと思っております。併せて、先ほど地域の住民の方が不安に思われているところがあるというところがありますので、その辺、またそういったところに対して、お願いなり御相談なりをさせていただこうというふうに思っています。現在、開催の方向で計画をしておりますが、今後の感染拡大の状況によっては、やむを得ず中止という判断をしなければならないこともあるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） PCR検査の証明書とか、そういうのは見ていないんですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。今の段階では、参加の条件としてPCR検査の陰性証明というところまでは考えていないというところがございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 84ページの林道維持管理費があるんですが、これ、三之瀬の川向こう、ここはこれが入ってでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 林道の維持管理費でございますけれども、三之瀬の分につきましては、農道でございます、農地のほうに入っております。災害復旧費のほうに入っております、これにつきましては、林道でございますので、林道の維持管理ということになっております。（発言する者あり）

災害復旧費に当たってまいりまして、今三之瀬の農道につきましては、既に予算措置をしております、繰越事業ということで、来年度に向けて事業を進めていくということになっております。既に入札の発注の手続きも終わっておるという状況でございます、取りかかりを待っておるという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料の174ページで、朝倉と七日市の公民館の解体の設計ということですが、朝倉の公民館につきましては、公民館本体以外に物置が外部にございます。それについても地元との相談する内容に含まれていくことになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。たしか、敷地内に2つ倉庫があります。この辺のところは、まずはちょっと公民館のほうに相談させていただいて、その後でというところで相談させていただけたらというふうに思います。

○議長（安永 友行君） まだあるかと思いますが、ここで休憩します。10分間。

午後1時57分休憩

.....

午後2時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続行します。

議案第33号令和4年度一般会計予算の質疑中です。質疑を続行します。質疑はありませんか。

11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 3点ほどお聞きします。例によって、このいただいた資料でお願いします。

まず最初に、66ページです。

吉賀町は、ふるさと納税を1億円という目標を立てています。ということは、返礼品として3,000万円のものはなえなければならないわけですが、今、返礼品の商品数、随分増えと

るんじゃないかと思いますが、幾らぐらいあって、人気のある商品、それが分かれば教えてください。

それと、私が言いたいのは、どっちにしる生産現場をきちんと支援しなければ商品も出てこないわけですので、産業課として、どのような支援策を考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

特に、よその返礼品を見ますと、魚介類なり畜産品なり、かなり高額でもありますし、人気の商品となっていると思いますけど、畜産あるいはジビエ等の生産なり加工なりをどのように支援していかれるのかということもお聞きしておきたいと思いますし、今、ブルーベリーと白谷のお茶のクラフトビール、地ビールが益田の醸造所で醸造されて販売されとるそうですが、こうやってほかの地域の加工業者とのタイアップをどのように考えておられるかというものもお聞きしておきたいと思います。

いずれにしても、そうすることが吉賀町の生産者を育てて、経済を回すことになりますので、そこら辺のところを産業課として一生懸命取り組んでおられるというのはお聞きしていますが、長期的なビジョンがありましたら、ぜひお聞かせをしていただきたいと思います。

それと、100ページの地域医療対策費の中で、役場と六日市病院をつなぐ専用ネットワークを構築とありまして、予算が計上されていますけど、医療対策課を六日市病院の中に置くわけですので、このことが必要があるのかという思いがあるんですけど、あるから予算計上したんですけど、どういう活用をされるつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、これは古い話になるんですけど、113ページの七日市の公衆トイレの管理費。以前、民間に委託されとった当時は60万円ぐらいの予算計上だったと思うんですけど、今は145万1,000円になっています。

指定管理制度を活用する、その理由を聞いたかも分かりませんが、教えていただきたいと思っています。

以上3点、取りあえずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、最初に参考資料で申し上げます、66ページ、ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費の関係でお答えをいたします。

すみません、正確な数字ということにはならないんですけども、商品数といいますか、これは物というものの、それからサービス。例えばお墓の掃除とか、そうしたソフトな部分も含めてお答えすると80メニュー用意されていると思います。

そのうち物という部分、物というもので申し上げますと、これもちょっと数字が正確ではないかもしれませんが、50品目近くのものがあるというところ、そういう状況です。

それから、特に物のうち人気商品というか、お求めになる部分で申し上げますと、その中にあります防災パンという缶詰のパン、賞味期限が非常に長いやつですけど、これはよしかの里さんがお作りになられているものですが、これがやはりお求めになられる方が多いという状況は続いているというふうに思います。

それから、その後の部分です。

手続きのものは主として総務課がやっております。それから、商品造成、そうした部分については総務課と産業課で情報交換しながら、させてはいただいておりますけれども、そこら辺の状況については産業課長のほうから状況についてお答えをさせていただければと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

産業課の範囲の中で、ふるさと納税につきましては、商品開発というところで、課員も日々いろいろ努力しているところです。

最近では、薬局さんが作られました甘酒、それから議員がおっしゃいましたブルーベリーを使ったクラフトビール。そのほかにお米、お酒、アユ、かきもち、味噌、いろんな加工品も取りそろえているわけなんですけど、なかなか加工品等はこちらが思うように品数は伸びていないんですけど、なるべく吉賀町としてPRできるものにつきましては、どんどんこういったふるさと納税に上げて、吉賀町をPRしていきたいというふうに思っております。

それから、タイアップの話もございましたけど、そういった業者がいれば、どんどん話を進めて、ブルーベリーなんかは益田のビール会社とうまくタイアップしてできたというような事例もございますので、今後もそういったのを参考しながら、商品を増やすような努力はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 参考資料100ページのいわゆるネットワーク設備の整備関係の必要性についてという御質問であろうかと思えます。

病院との連携は、病院内に医療対策課を設置することによって可能となりますけれども、あくまでも設置するのは町の医療対策課でございますので、本庁舎あるいは分庁舎、いわゆる教育委員会等々もこういったネットワークの中に入っておりますので、本庁舎以外の部署につきましても、当然、六日市病院にあっても、医療対策課は町が設置する町の医療対策課でございますので、町のネットワークの中に入る関係上、こういったネットワークの整備は必要になってくるということで、計上させていただいているものでございます。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） 七日市の公衆トイレの管理についての御質問について、お答えいたします。

資料の113ページにございますが、七日市の公衆トイレの管理費につきましては、委託料として90万7,000円を計上しております。

これは現在、清掃委託をここは直営の施設でございまして、税務住民課直営の施設ということで、清掃の部分につきましては、よしかの里さんへ委託しております。

これにつきましては昨年度から、よしかの里さんに委託をしております、それまではサンエムさんのほうに委託をしておったわけなんですけども、なかなか諸事情がありましてできないということで、令和2年からよしかの里さんで清掃委託をしていただいております。

昨年度の予算でいいますと88万円でしたけども、最低賃金が上がったこととか、それから燃料費の高騰ということで、今年度2万7,000円の委託料の増額の要求がございまして、内容を精査しまして、この90万7,000円という予算を計上させていただいております。

あと、直営ですので需要費で光熱水費とか、50万4,000円組んでおりますけども、これは直接役場のほうから支払っているということでございますので、以前、民間の場合と比べてというお話がございましたけれども、若干、サンエムさんであったりとか、よしかの里さんという組織に委託すると経費もろもろがかかたりしますので、それから消費税とかもかかりますので、若干上がっているのはいると思いますけども、なかなか民間でございまして日々、毎日のことですので、なかなか受けてもらえる人もいないというような状況で、こういった組織をお願いしている状況でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 参考資料の62ページの地区組織活動費ということですが、自治振興奨励金と交付金とこれは地区を活発化させるための目的だと思いますけど、大変内容的によろしいと思うんですが、自治振興奨励金について、私は前も言ったことがあるんですけど、大変よろしい活動費と思いますが、ただ今、徐々に各地区が自治委員とか、その関係の地区は解散とかしていますよね。そうすると、やはりこの奨励金に関しても件数当たり、1戸当たり1,000円とか書いてますけど、当然影響してきます。それプラス解散だけならいいですけど、やはり独居老人とか、空き家とかどんどん増えていますので、今後、やはりこの予算というのは当然下がってくると思われま。

それから、この奨励金と各地区でやり方が違うかもしれませんが、各地区で集会所があります。集会所は集会所で、これは別会計という形に最近なっていますが、なかなかこの集会所の維持費というのは、管理費が結構大変なところもあつたりして、今からそういった問題は出てくるんじゃないかと思ひます。

企画課のほうにも言ったりして、いろいろ多少の改善はしてもらっているわけですが、いずれ各地区で解散とかなった場合に、この補助金は当然有り難いことですが、これが減額になるということは、やはりいろんな影響が出てきて、いろいろ活動も止まってしまうと、そういったことも危惧できると思いますが、そこで、この奨励金の内容で、七、八年前ですか、ちょっと今覚えていないんですけど、使途の縛りがありまして、これは地区の活動費に使ってくださいということになるんですが、活動費は活動費でいいんですけど、先ほど言いました集会所等々の修繕費とか、そういうところは駄目ですよと、そういった縛りがあります。そこら辺の改善を、前もちょっと言ったこともあるんですけど、今、多分その対策もやられていると思うんですが、もうひしひしとその地区にはこの影響が出てきておりますので、この奨励金の今後の集会所もいろいろ格上げとかいう話もありますけど、そこをちょっとスピード感持ってやってもらわないと、なかなか大変になるんじゃないかと思いますが。

まず奨励金に関して、プラス集会所、この運営に関して、今現在どういった施策があるかと、どういった考え方をしているか。もしくは今までと一緒かということ、今後の考え方もちょうと伺いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ちょっとなかなかこの場だけで全て説明するのは難しいかもしれませんが、ちょっとできるだけ対応させていただきたいと思います。

遡りますこと約7年だと思いますが、自治振興交付金につきましては基礎枠と活動枠に分けて使用していただくということを各地区にお願いしているところでございます。

この背景としましては、その前、遡りますが5年間の実績を見たときに、自治振興交付金がほとんどいわゆるハード事業とか修繕事業に使われてきた経緯もありまして、なかなか地域活動につながっていないのではないかとということで、具体的に地域で動く費用に半分は充ててくださいということで、御了承をいただいた経緯がございます。

これにつきましては、2年前の全員協議会で自治会館及び地区集会所の今後の在り方についてということで提案させて、自治会長、関係者の意見を取りまとめたものをこの場で紹介させていただきまして、御了承いただいたということで、その後もう一度、自治会長や地区のほうへ説明しているといった経緯がございます。

それで、併せて何例かありますが、自治振興奨励金につきましては、その積算根拠の役員手当の割合が非常に高いという御指摘をいただいたり、この議会の場でも御意見いただきましたが、大きな自治会から小さな自治会まで一律ではいろいろと矛盾が生じるんじゃないかということ踏まえまして、自治振興奨励金についても検討していくこととしております。

今後のあり方ということで、ちょっと読み上げさせていただきますと、自治会館のあり方につ

いては、地域活動の拠点として自治会館制度を維持し、指定管理料を3年間支払うということ。地区集会所のあり方につきましては、地域の実情を考慮しつつ、地区集会所の見直しを行うということと、先ほど御指摘のありました負担軽減や地区負担の平準化という目的から土地使用料の支払い、町の土地支払い料の免除と土地の借り上げしている地区集会所は、自治振興奨励金にその経費を上乗せするということ等の改正で、自治振興奨励金につきましては、先ほどございましたように、世帯や人口において配分方法を検討するというところで、いわゆるそのときの説明としては、手当て相当というのを可能な限り低くし、世帯当たりの金額を大きくして、やはり大きな自治会と小さな自治会で費用が公平に渡るようにしていくということと、あと自治振興交付金のあり方は、先ほど言われました基礎枠と活動枠については自由度の高い交付金制度とするため、自治会等と協議を進めるということ。

それと、最終的には自治振興奨励金については、自治振興交付金の基礎枠に統合して、ある程度自由に使える枠を増やしていくということを提案したところでございます。

このうち、自治会館及び地区集会所につきましては、土地の使用料等を奨励金として交付するということは、この3年度に始めております。

今後の予定ですが、この自治振興奨励金と交付金を統合するということは、もう既に皆さんには周知はしておりますが、順当に行けば、この4月に行います自治会長会議で改めて報告し、この夏頃にかけて各自治会で意見といいますか、もう一回周知をして歩き、可能であれば、令和5年度から実施できるものはしていきたいと、今考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、集会所については我々も注視して見ているんですが、事例として最近あったのが、点検に歩いたときに我々が雨漏りを発見するとか、そういう事例もありましたので、やはり使われていないところ、必要となくなったところなのか、経費的に使われないところか、そういうところがあるのは十分認識しておりますので、そういうところは個別にちょっといろいろな相談をしていきたいと考えているところでございます。

集会所は倒せばいいというものではございません。やはり先ほどの説明の中にも、重複しますが、やっぱり行政としても必要な集会所というのはございますので、やっぱりそこは拠点の集会所として、ある程度の負担が将来的には必要になると今考えているところでございます。

それと、自治振興奨励金につきましては、そのときの説明で維持管理費に使えるよう検討はもちろんしていくと認識しておりますので、光熱水費とかに直接使うことはなかなか難しいですが、小修繕とかは奨励金とかを地域で同意がいただけるのであれば使えるように、また検討もしていきたいと考えているところでございます。

状況については、以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） はい、分かりました。

ちょっととんでもないことを聞きますが、ある地区がいろいろ組とか何とかありますけど、地区が自治会を解散したと、そこにも集会所がありますと、そういった場合、当然地区費とかいうのが当然なくなると、なくなるということはそれによって集会所の管理もできなくなると、そういった場合、今からそういうところも出てくるかもしれませんが、そういった場合は、この奨励金とかいうのも当然なくなるわけですが、そういったことになった場合は、町としてどういった対策を取るとかが当然出てくると思うんですが、そういったことも考慮して、今、そんな話も企画課のほうで出ているんですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） これまで何度か説明した事例がございますので、改めて紹介しながら、今の現状ということで紹介させていただきます。

ちょっと順不同でございますが、上流から。

河津地区の集会所につきましては、自治会は残っておりますが、集会所はもう管理できないということで、地権者の方が引き取るということで協議が整いましたので、この場で議決いただきまして、無償で譲渡しております。

重則にありました集会所につきましては、もう管理ができないということ、土地所有者がやはりもう更地に戻してくださいという要望なので、町において解体。

上福川集会所につきましては、地権者の方が土地を手放す意向であり、なおかつ建物もそのまま活用できたらということでございましたので、そのことで公募したところ、払下げをして、土地についてはその払下げをした方が購入されたという事例がございます。

様々なケースがありますので、なかなか一概にということは申し上げにくいところではございますが、現在、明らかに使われていない集会所と、もう取り壊したい意向がある集会所を何例か、今、企画課では確認しているところではございますが、最終的な結論を出すにはまだ至っておりません。

しかしながら、我々も点検して歩くことで、先ほどと重複しますが、明らかに使われていない。例えて言うなら、冬季になる前に、水道の凍結のおそれがある場合に、我々担当の者で水道のチェックをして歩くんですが、そういうときにもう去年のが貼られていたり、明らかに使っていないという集会所もございますので、そういうところは積極的にとは申し上げませんが、次の使い方について協議をさせていただく用意はしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 参考資料の112ページ、環境保全推進協議会のことでお聞き



します。

これを第3条のメンバーを見ますと、団体なり役職がある方、団体がほとんどを占めとるわけですが、一般住民の方もやっぱり参加が特にこの環境問題については重要だろうと思いますし、特にその中でも、今から子どもさんを育てるような女性の方、男性が育てないとは言いませんけど、関心のある女性の方などの広い参加を求めるべきだと思いますけど、その枠はどこに入るのでしょうか。自治会代表、公民館代表などに入るのでしょうか。それとも12番の町長が必要と認める者に入るのかどうかというのをお聞きしておきたいと思いますし、一般の町民の方、20名以内ということですので、最大限20名としたときに、一般の住民の方の人数をどの程度想定されておるのかというのをお聞きしておきたいと思います。

せっかくいい協議会ですので、ぜひ関心のある方に参加をいただいて、協議をいただくほうがより吉賀町の持続可能なまちづくりにつながると思いますので、その辺のところの考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

この設置条例の組織のところ、先ほどから充て職とかいろいろこういうお話がありますが、それぞれ代表という書き方をしておきまして、決して商工会ですと商工会長でないといけなとか、そういったものではなくて、やはり商工会の中からどなたか代表者を選んでいただくとか、推薦を出していただくような形になります。ですので、一般の方ということになるとなかなかこの中で枠がないといえないんですけども、自治会の推薦を受けて出られる場合でも出られますし、それから興味がある方ということになれば、環境保全団体とか、そういったある程度そういう組織として運動されとるとか、そういった特化した知識が豊富な方であれば、学識経験者とか、そういったところで委員として、この中に入るんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 自治会代表とか公民館代表というのは分かるんですが、その町民の方で、ぜひ協議会に参加して意見を述べたいという方がおられたときは、この12番の町長に直訴じゃないですが、町長が必要と認める者の中に入るのかどうか。

それと、各団体に働きかけをするにしても、ただ充て職ではなくて、関心のある方を選出してもらわないと意味がありませんので、そこら辺のところの行政からの働きかけ、趣旨をきちんと説明して、働きかけるということをしていただきたいと思います。

それはそれとして、町民の方の参加という意味で、この12番の町長の必要と認める、必要というのがどういうことか理解できませんが、要するに、この中でやる気のある方が行政のほうに

応募した場合は、町長が判断をして委員に加えるということは可能だという認識をしてよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 12番のところに、その他、町長が必要と認める者ということが書いてあります。

ほとんどの協議会とか、こういった部分があって、本当に必要であれば、町長が必要と認めるものがあれば、それは委員として委嘱することになると思うんですけども、誰でも興味があればいいのかとか、そういう問題ではなくて、ここに掲げている方につきましては、当然趣旨をきちんと説明した上で、そういった視点を持って、この協議会に臨んでいただくので、ただ充て職といったような気持ちでお願いをするつもりはございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 参考資料の138ページなんですけど、継続で企業誘致、協議会等に要する旅費31万6,000円というのが継続で出ているんですけども、一年間通してどういった招致活動と言いますか、そういうことをされたのか、ただただ形式にそこに載せているだけなのか、実績は何があるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

県が行う島根県全体で関東や関西、広島地区において、企業の誘致の——ちょっと正式名称を忘れましたが、立地セミナーを行っております。それに参加する旅費が占めております。やはり今、町内最大の企業でありますヨシワ工業様、本社が広島でございますので、そこへ行く旅費とかも含まれているものでございます。

ただ、立地セミナーにつきましては、現在、コロナ禍の状況の中でここ2年だと思っておりますが開催されておられません。場合によっては使わないことがあるかもしれませんが、その旅費を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料の167ページです。

蔵木小学校の改修工事ではありますが、これは工事改修が何か所かに分かれております。これら是一体のものとしての入札をするようなものは、先般の全協のときの資料からは読み取れるんですが、可能な限り分割をして、町内業者が単独でも入れるようなところについては入ってもらうというような形での入札ができるようにやるということになるのか、そうしないのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

蔵木小学校の改修工事ですが、現段階においては一括でというふうに考えております。

確かに、議員がおっしゃられるように、公共工事の発注に際しまして、地域経済の循環であったりだとか、災害時における地元業者の果たす役割であったりだとか、そういった上ではやはり地元業者に配慮があってしかるべきだというふうに思っております。

しかし、これはその適当なその工事発注を前提とした上での可能な地域への配慮という方法だろうというふうに思っております。

その工事の性質であったりだとか、一体性であったりだとか、合理性だとか、そういったところを総合的にまた検討させていただいて、執行に当たってまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ですから、例えば外構なんかは、単純にそのまま町内の業者に出しても、ほかのところとバッティングもしない。校舎のほうをやる業者さんとの調整もそんなにたくさんいるものでもないですし、プールにしてもそうです。だから、そういうものを分けられるところを分けちゃえばいいだけと考えますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 検討させていただきます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度の吉賀町の一般会計予算は72億8,449万8,000円と、合併以来、最大級であるというのがさきの新聞にも出ておりましたが、前年対比1.2%の増ということでございます。

積極的な攻めの予算を提案したことにつきましては、賛同の意を表します。

吉賀町の歩みをさらに確実に町民の期待に応えられるように、限られた財源の中でも効率的な予算が編成されたということです。

当町の発展のためには、基幹産業である農業の振興と併せて、商工業の活性化を図ることが必要です。

やはり若者が当町に定住するためには、仕事の間が必要不可欠な条件になってきます。そのためにはやはり企業誘致ということを積極的に取り組んでいってほしいなという、必要であるというふうな思いがしますし、そういうことで、活性化と福祉向上のためにますますの積み上げの予算を期待をいたしまして、本予算の賛成を討論といたします。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、議案第33号令和4年度吉賀町一般会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第25. 発議第1号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第25、発議第1号政党助成制度の廃止を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、総務常任委員会、委員会審査報告書を読み上げて報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、三浦浩明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件の番号、発議第1号。

件名、政党助成制度の廃止を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和4年3月9日。

3、審査結果、賛成少数で否決となりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長からの報告が終わりました。

委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。委員長報告が原案否決でございますので、原案についての討論を行います。原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第25、発議第1号政党助成制度の廃止を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決します。日程第25、発議第1号政党助成制度の廃止を求める意見書（案）に賛成の方は挙手を願います。賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

---

## 日程第26. 発議第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第26、発議第2号「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。7番、河村経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 読み上げて報告させていただきます。

吉賀町議会議長、安永友行様。

令和4年3月10日。

経済常任委員会委員長、河村隆行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第2号。

件名、「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和4年3月10日。

3、審査結果、可決、全員賛成でした。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑はこれで終わり、討論に移ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第26、発議第2号「水田活用の直接支払い交付金の見直し」の再検討を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は、原案可決です。この発議は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第27. 請願第1号

○議長（安永 友行君） 日程第27、請願第1号「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とします。

本案についても、経済常任委員会の報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 読み上げて報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。

令和4年3月10日。

経済常任委員会委員長、河村隆行。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号、第230号。請願第1号。

件名、「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書。

2、審査年月日、令和4年3月10日。

3、審査結果、不採択、賛成者なしと決した。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。委員長報告が不採択ですので、原案、請願書そのものについて討論を行います。原案に賛成討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております請願第1号「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書に対しての賛成の討論を行います。

この請願は、最低賃金を全国一律で1,500円を目指すもので、これとセットで中小零細企業の支援策を求めています。地域経済を発展させ、働く人たちの流出を防ぎ、人口減対策の一助にもなる取り組みであり、今、冷え込んだ経済そのものが活性化をするために、一人一人の賃金を上げてよくする、そのことが今全国で求められています。そのことを考えて、この請願書に賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第27、請願第1号「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案、請願書そのものについて採決をします。日程第27、請願第1号「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を採択することに賛成の方は挙手を願います。

賛成少数です。したがって、この請願は不採択とすることに決定をされました。

---

### 日程第28. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

ここでお諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、少し時間をいただきまして、6点について申し上げて御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、議案についてでございます。今定例会に執行部側から提案をさせていただきました案件につきまして、本年は全ての全員賛成ということでございまして、本当にありがとうございました。また、思いもかけず令和4年度の一般会計におきましては、賛成討論までいただきまして、大変恐縮しているところでございます。

また、議案審議それから一般質問の中で、今回も大変多くの貴重な御意見を頂戴したところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行におきまして、大いに反映をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

2点目は、世界を震撼させることとなっておりますウクライナ情勢についてであります。今回のロシアによるウクライナ侵攻は、武力行使を禁ずる国際法の重大な違反でございまして、許し難い暴挙であります。このような状況に鑑みまして、吉賀町議会におかれましては、先日、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を全会一致で採択をされました。私も、ロシアによるこのような国際秩序の根幹を揺るがす行為に対し、強く非難をするものでございます。この事案によりまして、現地では多くの尊い命が失われ、多くの負傷者も発生し、安心安全な生活ができない状況となっております。一日も早い事態の終息と平穏な日が訪れることを皆さんとともに祈りを申し上げたいと思っております。

3点目は、つい先般でございます16日深夜に発生いたしました宮城県、そして福島県での地震についてであります。最大で震度6強を記録する大きな地震でございました。多くの死傷者や災害が発生することとなりました。東日本大震災以降、少しずつ回復してきたこのときにまた現地で再び被災をすることとなったわけでありまして、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興を願いたい、お祈りをさせていただきたいと思っております。

4点目は、六日市病院についてであります。今月末には、経営改善計画書の提示、提出がございまして、町としましては、早速評価委員会を開催して、公設民営化の可否について検討を始めて



まいりたいと思います。その一方で、病院内に医療対策課を設置して、病院事務部との連携にも大いに努めてまいりたいと思います。

5点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。全国的に感染者数は現在も激減をしておりませんが、情報によりますと、21日、月曜日をもって出されておりましたまん延防止等重点措置は全て解除されるようでございます。しかしながら、県内を含め、予断を許さない状況に変わりはありません。これからしばらくの間、人の移動が多い、慌ただしい時期を迎えるわけですが、感染防止対策を引き続き町民の皆さまには呼びかけていきたいと思っております。

また、1月から行っております3回目のワクチン接種であります。今月の末には3回の集団接種を実施する予定でございます。そういたしますと、3月末までに2回目接種済みの方のうち、約93%の方が3回目接種を終了する見込みでございます。引き続き円滑な実施に関係者とともに努めてまいりたいと思います。

最後6点目は、水落局長についてでございます。局長は、昭和58年4月に六日市町役場に入職されまして、教育委員会、建設課、税務課、農林土木課、企画財政課など、様々な部署で勤務をされてこられました。合併後におきましては、総務課、地籍調査課、税務住民課などを経て、平成27年4月に議会事務局への出向を機に管理職であります現在の局長へ昇格をされたわけでございます。以来、町議会の適正運営に尽力されるとともに、日々研鑽を重ねられまして、現在では、島根県内の町村議会の中でも一目置かれる存在になったと私は確信をしております。特に、今年度は町議会からの強い要請もございまして、吉賀町としては初めてのことでございましたが、勤務延長にも御本人に御快諾をいただいたところでございます。これまで様々な部署で町政発展のために御尽力をいただきました。

私個人といたしましては、合併直後、総務課におきまして、同じ財政担当として、特に財政の健全化に向けた業務を行ったこと、それから、議会事務局長として執行部との調整に本当に真摯に奔走していただいたことなどが特に印象に残っております。

本当に最後の最後まで懇切丁寧に、真正面から誠実に対応していただいたことに対し、感謝を申し上げたいと思います。正式には今月末をもっての退職でございますが、全議員が一堂に会しての議場での務めは、基本的に本日が最後となります。町長部局から議会事務局長に出向させていた職員でもあります。これまで、局長を支えていただいたことに対しまして、私から議員の皆さまに厚く御礼申し上げたいと思います。

そして、局長として7年間という本当に長きにわたって誠心誠意務めていただいた水落さんに対しまして、心からの感謝の意を表したいと思います。大変、本当に御苦労さまでございました。

それでは、以上をもちまして、本定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。お願い

ます。本当に長期間ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） ただいまは、町長におかれましては定年退職を迎えられる水落議会事務局長に対し、暖かい送別の言葉をいただきました。議長、また議員としても、皆さんと共に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和4年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後4時06分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員